

第百三回 参議院社会労働委員会會議録第五号

昭和六十年十二月十九日(木曜日)
午後四時一分開会

委員の異動

十二月十日

高桑 栄松君

十二月十一日

高桑 栄松君

十二月十三日

高桑 栄松君

十二月十四日

高桑 栄松君

十二月十五日

高桑 栄松君

十二月十六日

高桑 栄松君

十二月十七日

高桑 栄松君

十二月十八日

高桑 栄松君

十二月十九日

高桑 栄松君

十二月二十日

高桑 栄松君

十二月二十一日

高桑 栄松君

十二月二十二日

高桑 栄松君

十二月二十三日

高桑 栄松君

十二月二十四日

高桑 栄松君

十二月二十五日

高桑 栄松君

十二月二十六日

高桑 栄松君

十二月二十七日

高桑 栄松君

補欠選任

中西 珠子君

補欠選任

和田 静夫君

補欠選任

高桑 栄松君

補欠選任

藤田 正明君

補欠選任

宮本 顕治君

補欠選任

石井 道子君

補欠選任

佐藤 昭夫君

補欠選任

藤田 正明君

補欠選任

宮本 顕治君

補欠選任

石井 道子君

補欠選任

佐藤 昭夫君

補欠選任

藤田 正明君

補欠選任

宮本 顕治君

補欠選任

石井 道子君

補欠選任

佐藤 昭夫君

補欠選任

藤田 正明君

補欠選任

衆議院議員

社会労働委員長

厚生 大臣

政府委員

厚生大臣官房長

厚生大臣官房審議官

厚生省健康政策局長

厚生省保健医療局長

厚生省業務局長

厚生省保険局長

社会保険庁医療保険部長

常任委員会専門員

説明員

警察庁刑事局保安部長

厚生省生活衛生局長

局水道環境部長

建設省都市局下水道部長

水道部公共下水道課長

村上 正邦君

森下 泰君

永八重子君

浜本 万三君

和田 静夫君

高桑 栄松君

佐藤 昭夫君

藤井 恒男君

下村 泰君

戸井田三郎君

増岡 博之君

下村 健君

内藤 淵君

竹中 浩治君

仲村 英一君

小林 功典君

幸田 正孝君

花輪 隆昭君

此村 友一君

伊藤 一実君

森下 忠幸君

辻 栄一君

○医療法の一部を改正する法律案(第百一回国会内閣提出、第百三回国会衆議院送付)

○下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○国民健康保険財政に関する請願(第二号)

○重度戦傷病者と妻の援護に関する請願(第二号)

○老人医療への定率負担導入反対等に関する請願(第三九号外一件)

○国民健康保険の財政に関する請願(第四一号)

○失業対策事業の六十五歳繰引き・四万人首切り反対等に関する請願(第四五号外五〇件)

○国民健康保険財政の健全化に関する請願(第七四号)

○国民健康保険財政健全化に関する請願(第九六号)

○健保本人十割給付復活をはじめとする医療保険改善に関する請願(第一七八号外一件)

○被爆者・戦時災害援護法の即時制定に関する請願(第二三八号外一件)

○保育制度の充実等に関する請願(第二四九号外三件)

○老人保健制度の拠出金増額反対に関する請願(第二八四号外一六件)

○小規模障害者作業所の助成に関する請願(第三〇五号)

○てんかんの総合対策に関する請願(第三〇六号)

○消費生活協同組合法の改正等生協規制立法反対に関する請願(第四〇〇号外二件)

○被爆者援護法の制定に関する請願(第四九九号外七件)

○民間保育事業振興に関する請願(第六〇〇号外五九件)

○輸血及び血液製剤のエイズ汚染排除等に関する請願(第六〇二号外三件)

○保育所制度の充実に関する請願(第六七四号外七件)

○失業対策事業の存続等に関する請願(第六七七号外一件)

○国立十勝療養所と国立療養所帯広病院の統廃合反対に関する請願(第七〇九号)

○保育予算の大幅増額に関する請願(第七九二号外五件)

○福祉制度改悪反対に関する請願(第七九三号外一八件)

○労働者災害補償保険法改正に関する請願(第七九九号)

○国民の医療・仕事・暮らしの充実に関する請願(第八四七号外八四件)

○老人医療費の患者自己負担増大反対等に関する請願(第八八九号外三四件)

○看護専門学校校舎における電気製品の使用規制と消燈規制の緩和に関する請願(第九二二号外一件)

○国立佐渡療養所の整備拡充と存続発展に関する請願(第九二二号外一件)

○国立療養所新潟病院の整備拡充と存続に関する請願(第九四五号)

○国立療養所東高知病院の存続・発展と国立高知病院の機能の充実・強化に関する請願(第一〇三〇号)

○下垂体性小人症の治療に関する請願(第一〇一八号)

○老人福祉に関する請願(第一〇六九号)

○障害者の働く権利の保障に関する請願(第一〇九二号外二件)

○委員長(岩崎純三君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

第七部 社会労働委員会會議録第五号 昭和六十年十二月十九日【参議院】

一

委員の異動について御報告いたします。
去る十一日、中西珠子君が委員を辞任され、その補欠として高桑栄松君が選任されました。

○委員長(岩崎純三君) 前回に引き続き、医療法の一部を改正する法律案を議題といたします。
これより質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○和田静夫君 まず、先日委員会でもスタンガンを取り上げましたが、適切な措置を要請しました。ところが、その後もスタンガンを使った事件が続いています。

警察としては、それなりの努力をなされているとは思いますが、先日も申しましたけれども、きちんとした使用基準をつくる、あるいは登録制をつくるなどの対応が私は早急に必要ではないかと思うんです。いかがでしょうか。

○説明員(伊藤一実君) お答えいたします。

スタンガンにつきましては、ただいま先生御指摘のとおり、本年七月以降、犯罪の用に供された事案を私ども九件把握しておりますので、販売元されるおそれが強い器具でありますので、販売元に対しては販売自粛の申し入れを再三にわたって強力に行っているところであります。

スタンガンの輸入または販売を規制する法令につきましては、関係省庁とも連絡をとりながら検討いたしましたけれども、現在のところ、規制する法令はないというような結論に達してあります。

それから、スタンガンの所持につきましては、軽犯罪法第一条第二号にいうところの凶器の隠し持ちに該当する場合もあると見ておりましたところ、去る十一月二十九日に宮城県で発生した傷害事件の被害者がスタンガンを持参しておりました、このことにつきまして軽犯罪法の適用をいたしまして有罪となっております。

当面の対策といたしましては、スタンガンの販売元に対して引き続き粘り強く販売自粛の申

し入れを行う、あわせて警備業界とかあるいは防犯機器業界に対してスタンガンを取り扱わないように協力要請をしております。

また、スタンガン及びその類似品の輸入、販売等についての実態を把握して、事前に指導いたしまして、輸入、販売等の抑制に努めることをしております。例えば十一月二十九日には、ほかの業者が当該スタンガンを購入しようとしていることを私どもも把握いたしまして、事前指導によりましてこの輸入を断念させた事例がございます。

○和田静夫君 引き続き厳格な対応を求めさせていただきます。

どうもありがとうございます。

そこで、先日の委員会でも資料要求をいたしました必要病床数の標準についてであります。厚生省が今考えている必要病床数の標準を仮に東京に当てはめるとどうなるか。試算式その他やりました、結果的に私が言うことに間違いがあれば訂正をしてもらえればいいですが、時間がありませんから、おたたく資料に基づいて私がはいった数字を申し上げていきます。

性・年齢別人口掛ける受療率、イコール推計入院患者数、その総和掛ける全国平均病床利用率分の一掛ける百、これで粗必要病床数が出る。これに流入入によつての補正を行う。それを東京のモデル計算に当てはめる。そうすると九万六千九百床で、一万対病床数が八十二・六床。現在八十二・一床。こういうことに私の計算ではなる、おたたく数字をずっとはじき返しますとね。ここは余り問題ないところですが、一万対で見ますとそう違わない数字に結果的にはなりました。これはあくまでも全国平均の受療率をとって計算した仮定計算であるわけですね。さらに補正されることにこれからなるわけですね。しかもこれは三次医療圏のトータル数字でありますから、トータルとして病床数に大枠の変化はないとしても、先日も指摘したんですが、東京都内における偏在、あるいは先日も問題提起した老人特別病院や小児専用病院などの集中によつて普通の病床のクラウディング

グアウトといった事態が十分に予想されるわけでありまして。

これについて厚生省は、必要病床数の標準は病床の機能、性格に応じて本当に必要な病床数が確保されるよう考えるべきだと思ふ。私はそのことを要求をしているわけですが、これはそれでよろしいですね。

○政府委員(竹中浩治君) 先生お示しの数字は、東京都を例にとりました数字はそのとおりでございます。ただ、現在入院受療率が全国数値しかございせんので、全国の性・年齢階級別入院受療率を適用して計算いたしましたということでござい

ます。

今回の新しい患者調査の結果につきまして、今、統計情報部の方で地域ブロック別の性・年齢階級別の入院受療率というものを計算してもらっております。できるだけ早くそういうものを得まして、本来の東京都の必要病床数につきまして、入院受療率は関東ブロックの性・年齢階級別受療率で計算をしたいと、そのように考えておるわけでございます。

その次に、老人病床、例えば一般病床の中で老人向けの病床あるいは小児向けの病床、その他機能別の分類で考えるべきではないかという御趣旨でございます。私も現在の段階におきましては、二次医療圏におきまして必要病床数は、現在の医療法の病床種別が一般病床、結核病床、精神病床というところでございまして、一般病床一本で必要病床数を算定したいと考えておりますが、その際に必要病床数の計算の過程、つまり計算の基礎で、例えば必要病床数はこれだけになったが、その積算の基礎になっておる六十五歳以上の患者に必要なものはこれだけである、あるいは四歳以下の計算はこうなっているというわけでございます。

医療審議会では当然御説明をするわけでございますし、必要に応じてそういった年齢階級の積算基礎等を明らかにいたしまして、病床整備、医療供給体制の整備の参考にしてもらい、また行政指導の場合も、そういった積算基礎を踏まえながら指導してまいるというふうなことも考えていきたいと思っております。

○和田静夫君 さらに、これは簡単な答弁でいいんですが、先日も述べたおきまして、どっちみち後ほど確認の質問があろうと思ふから、医療圏の線引きも、その地域の実情に特段の配慮が必要であるということを述べました。市町村、都道府県の自主性が十分に尊重されなければならぬ、そのことはきょうもう一遍強く要請をしておきます。

さらに、都道府県の医療審議会の構成あるいはその内容の公開について、これは地域住民、労組代表を構成に加える、審議内容を公開すること、このことについても先日来述べていることであります。これ、これも強く要望をいたしておきます。

これ、何か今私が言ったことで御異論がござい

ますか。いいですね。

○政府委員(竹中浩治君) 今おっしゃる線に進めてまいりたいと思っております。線引きについては十分地元の方、市町村、都道府県の意向が反映できるようにしたいと考えております。審議会の構成につきましては、医療を提供する側、それから医療を受ける側、学識経験者という三者構成でございます。現在の都道府県の医療機関整備審議会におきましても、例えば労働組合の代表の方あるいは婦人団体の代表の方かなりの県で入っておりますので、そういう方向で考えてまいりたいと思っております。

それから、審議会の議論の内容でございますが、これは審議会でのいう決定をされた際には、当然のこととしていたしまして、都道府県当局は報道機関等に御説明をするわけでございますので、そういった方法を通じて、できるだけ審議会の中身もおわかりいただけるようにしてまいりたいと思っております。

○和田静夫君 医療監視ですが、医療監視の結果、厚生省の提出資料によれば、医師は全国の五千九百五十六病院において法定人員を満たしていない、看護婦は三千百三十九病院で標準未満、薬

剤師は四千二十病院で不足。実に調査対象病院八千四百三十六のうち、医師は七〇%が標準未満、看護婦は八千四百二十三病院の三七%で標準未満、それから薬剤師は八千四百二十七病院中四八%で標準に達していない。これは驚くべき数字であります。全国の病院の七〇%で法律が指示する人員というものが守られていないということにこれはなるわけであります。十分な医療が行われていないということにもなるかと思うのであります。中には、まじめに取り組んでもなかなか人が集まらないという病院、これも数多くあるでしょうけれども、それにしてもこの数字は問題であります。

厚生大臣、御見解があれば一言まず承りたい。
○国務大臣(増岡博之君) 定められておる医師等の標準数に達していない病院がかなりの数に上るといふことはまことに遺憾なことと考えておるわけでございます。

病院におきましての医師等の充足については、従来から都道府県の医療監視を通じて改善指導を行ってきたところでございますけれども、地域によつては、特に医科大学がなかった都道府県において全般的に医師不足が見られる傾向があることも事実であります。今後は、新設医科大学においても卒業生が逐次出てくることや、今回御審議願つておる医療法改正案による医療計画の策定、推進によつて改善を期してまいりたいと考えております。

なお、医療監視のあり方についても検討をさせてみたいと考えておる次第でございます。まことに遺憾なことでございます。

○和田静夫君 これは私、一人二人足りない、あるいはパーセンテージに置きかえてみて八〇%程度の充足率なら、これはある程度やむを得ないといふことは、施行規則が標準という考え方をとっている以上、言えるかもしれないと思つてゐるんです。しかし、充足率五〇%以下という病院がぞろぞろあるというおたくの数字を見て大変驚いているわけであります。

今、ストライキをやっている山形県的光ヶ丘病院というのがございますが、これは二十六人の医師が必要なんです。ところがわずか四人なんです。これ、私が調べた山形県のデータでは二十四病院が充足率五〇%以下なんです。これは五十九年度の数字であります。調査対象民間病院の何と六五%が充足率半分以上です。これ、半分以上であります。これはどう言つても弁護できないだろう、こう私は思うんです。

全国の調査対象病院のうち何病院で一体医師は充足率五〇%以下なのか、これは厚生省ちゃんとついでいらつしやるわけですか。

○政府委員(竹中浩治君) 医療監視の結果でございますが、医療法施行規則の標準数に達しない病院については数を把握いたしておるところでございますが、達していないものについて、どの程度のものがどれだけあるかという分布、今お尋ねの充足率五〇%に満たないところがどれだけあるかという点につきましては、まことに恐縮でございますが、現在の段階では把握をいたしておらないわけでございます。

○和田静夫君 この辺非常に重要なんです、本来ならこの辺の調査ができていなくて医療法の論議にならぬだろうと私は思うんですが、しかし、理事会での協議結果がございまして、尊重しながら進めますけれども、この辺はぜひ調査をしていただいて、第二次医療法のいわゆる改正作業とでもいいますかね、その論議を早く進めてもらうことに我々要求しているわけですから、そこには間に合うように、そういう基礎的なデータがないまま論議をしているというのは私は非常に不十分な論議だ、こう思います。これは強く要求をしておきます。

それからもう一つは、こういう状態というのは、広い意味では、やっぱり医療法違反だ、こう思うんです。医療法違反の実態すら行政が満足に把握をしていないということになるだろうと思ふんですが、充足率というもののランク別の統計をやつぱりちゃんとやるべきだ。今度数字をは

じいてみて本当に思うんで、おたくの調査されたのと私が全国的に網を張つて調査したのとで若干の違いはありますけれどもね。その辺をやつぱり権威づけるためにも、もう少し厚生省側の調査というものがしっかりしなきゃ、データというものがしっかりしなきゃならぬと私は思う。

悪質なケースが全国にいっぱいある、全部が全部だとは言いませんけれども。そういう実態を知らずして医療行政が推進をできるというふうには考えられません。これは厚生大臣、そうでしょうね。

○国務大臣(増岡博之君) できるだけ実態を把握しておくべきであるというふうに思います。

○和田静夫君 これは強く調査を求めておきます。局長、よろしいですか。

○政府委員(竹中浩治君) 仰せのとおり、できるだけ早く調査をしてまいりたいと思つております。

○和田静夫君 私は各県の担当者に取材をいたしましたところ、何度行政指導を行つても実是不備が改善されない、そういう事例がたくさんあるんだと、そこところが非常に困っているわけですよ。富山県、こういうところですから固有な名詞は挙げませんが、ある外科病院では、六名の医師が必要なんだが一名しかいない、そういう状態が何年も続いている、どれだけ言つても、こういうのはやっぱり悪質なケースだと私は思うんです。これはやつぱり法の趣旨に照らして明白な違反でありますから、そういうものに対する処分なり告発なりというふうなものはないわけでしょうか。

○政府委員(竹中浩治君) 標準数に適合していない、特に著しく適合していない病院でございます。従来、改善計画書を出させ、それに基づいて逐次指導をしていくというところでやつてまいつておるわけでございます。仰せのような、何年にもわたつて何ら改善が見られないようなケースもあることは確かでございますが、今後は、十分調査をいたしまして、厳正に対処をしてまいりたいと思つております。

○和田静夫君 五名必要なのに一名しかない、六名必要なのに一名しかない、これ厚生大臣、私たち素人ではあります、非常に遺憾な状態だと、こう思いますので、今、局長の答弁がありましてからしつかりやつてもらいたいと思ふんです。

構造設備に関して、これも私は、広狭両方をとつても明白な医療法違反じゃないだろうか、おたくの数字で思うんです。例えば山形県です、病院数、延べにして二十二病院で構造設備に不備がある。あるいは香川県でも検査に必要な設備不備が十七病院ある。病室以外に患者を収容している病院が十三など数多くの違反が明らかになっています。

ところが、厚生省はこういう実態を全く公表もされてこなかった。厚生省の衛生行政業務報告を見てみますと、私が今言つた各県は処分件数ゼロとしか書いてないんです。これは正確な実態把握をされて、そしてやつぱり一定の公表はされるべきだろうと思ふんですが、この点はいかがでしょう。

○政府委員(竹中浩治君) 構造設備につきましては、もし仮に重大なる違反と申しますか、重大な問題がある場合には医療法の二十四条によりまして、例えば改善命令でございますとか、使用制限命令等を出せることに法制上なつております。

それから、公表してはどうかという御提案でございますが、私も、先ほどの従事者数の問題で極端に悪い場合とか、あるいは施設で非常に危険があるというような場合、今の改善命令はかけるわけでございますが、極端な事例につきましては今後病院名の公表等についても検討をしてみたいと思つております。

○和田静夫君 ぜひそのことも求めます。何も嫌がらせで私やるつもりは全然ありません、やつぱり公正な医療が地域的に保障をされていくという体制をどうしても私たち真剣につくり上げてもらいたい、そういうふうな思ふからであります。もう、きょうお約束になりましたから深追いを

いたしません、医療法違反についてきちんとした調査もされていない、あるいは調査結果も公表されない、何度も同じ事項を行政指導しても改善しない、そういう、極めて少数の例だと言えばそれまでもかもしませんが、一部のとにかく悪質病院も処分はされない、告発もされない、こうなりますと、医療法などどうでもよいのだと考えていらつしやるのかな厚生省は、というふうに思われられても仕方がないだろう。そうでないならば、法的不備、行政的不備を改善すべきだ、こうなるわけでありまして、大臣、よろしいでしょうね。

○国務大臣(増岡博之君) 御指摘のような方向で改善をすべきであると思います。

○和田静夫君　こういう問題は次の改正作業まで待てる問題ではありませんので、今の大臣の答弁を尊重しておきますので、きちんとした調査、結果の公表、厳正な行政処分、そういうものを強く求めておきます。

私が医療監視を取り上げたのは、第一に、営利目的で病院経営が行われているケースが全国的にかなりの数に私の調査では上つてきた。それから第二に、一部の医師会と行政がどうも癒着しているのではないかとうわさされるような実態があること。この二つの実態を具体的に示すために取り

上げたのでありますが、こうなりますと、大臣、七条四項の趣旨がほとんど生きていないということになるわけです、ここらの問題について。そういう実態にある。よって、先日も言いましたオリンピックグループのようなケースが今後ふえていくことが予想されるわけであります。七条四項が生きるように行政はきちんとした対応をぜひしていただきたい。そして、一部にうわさされるような、一部のいわゆる医師会と行政が癒着をするとな、いうようなうわさが断ち切れるような、そういうことを強く要求をしたいのであります。

医療監視についてさらに言えば、監視を行う人員が、これがまた不足をしているんです。満足な監視ができないというのが実は現場の実態であります。これも非常に不幸な状態だと思っ

です。大臣、この医療監視が十分に機能するように行政的な対応とでもいいですか、体制の充実強化、そういうことを強く求めたいんですが、いかがでしょう。

○政府委員(竹中浩治君) 先生が前段でお話ございました七条四項の問題でございます。前回も御答弁申し上げたとおり、営利を目的とする病院、診療所の開設は禁止をいたしておるわけでございまして、直接営利企業が経営をするというのとはちろんでございますが、ダミー等を使ひまして実質的に病院、診療所の経営を行うということも私どもは認めるべきではない、認めるわけにはいかないということで、この点につきまして、前回御答弁申し上げましたとおり、都道府県に對しまして厳重に実施していくようさらに行政指導を重ねてまいりたいと思っております。

それから医療監視でございます。確かに仰せのとおり、一部で人員不足等の問題が生じているかと思いますが、行政改革の非常に言われておる折からでございますので、できるだけ効率的と申しますか、現在の人員を有効に活用しながら医療監視にとりましての必要な業務を的確にやっていくよう、これも都道府県と十分相談をしながら指導してまいりたいと思っております。

○和田静夫君　さらに、医師、看護婦の名義貸しで実際いないというケースが私の調査で浮かんできました。これは診療報酬の不正受給につながっているわけであります。この点をきちんと把握するためには医療監視とレセプト点検をリンクさせる、これは全く私の思いつきのことであります。が、そういう調査をする必要があるように感じています。この辺のところは十分に対応していただきたいという要望をしたいわけでありますが、いかがでしょう。

○政府委員(幸田正孝君) 実は、基準看護問題を含めぐりまして福岡県の北九州病院で、御指摘のような看護婦の名義借り等の事実がつい最近ございまして、嚴重な処分をいたしたところでございます。

私ども、こういった問題がございましたので、本年の六月に全国の基準看護病院につきまして総点検を実施いたしました。全国で三千四百十二の基準看護病院を対象にいたしまして総点検を実施いたしました結果、基準看護に適合していないというところで基準看護の取り消しをいたしました病院数が二十四病院。それから基準看護の種別を変更させましたものが十病院ございます。なお、一時的な不足ということで現在経過監察中の病院が二百五十病院、こういう状況に上っている次第であります。

お話のございましたように、レセプト点検と医療監視との連係ということも極めて有効な手段でございまして、北九州病院の場合には、医療監視の担当部局と医療保険の担当部局が共同で指導に当たった、こういう事例もございしますので、必要に応じて今後ともそういった方向を考えてまいりたいと思っております。

○和田静夫君　せひ、私の提案が生じるように行政の真剣な御検討を求めておきます。

さらに、現在の医療財政、病院経営をめぐつての質問にしますが、病院の経営収支状況という資料によりますと、病院経営は、一九八一年初頭から医療収支率は一〇〇を超え、赤字となっている状態ですね。そうすると、これはこの間業価基準の引き下げが、これは私の考え方ですが、極めてドラスチックに行われた。診療報酬の引き上げがそれに追いつかなかつた。いわば政策的な赤字だというふうにとんでも感じておるわけです。この四

年間診療報酬は單純に合計しまして一四・五%引き上げられた。薬価の引き下げは四六・一%に及んだ。薬価の医療費ベースでは一四・六%の引き下げである、こういうことになりましたがね。この大幅な引き下げによって多くの病院が赤字経営に転落したということになろうかと思うんですが、こういう事実についての評価というのはどういうふうになさるわけでしょう。

○政府委員(幸田正孝君) 昭和五十六年以降公的病院の収支率が一〇〇を上回っておりまして、そ

れは今御指摘の薬価基準の引き下げあるいは診療報酬の不十分な引き上げの結果ではないかと、こういう御指摘だと思いますが、私ども、やはり公的病院は何といましてでも救急あるいは難病その他の不採算医療をも担当しているわけでありまして、赤字の原因はそういった問題にも負うところが大きいというふうに考えております。

いづれにいたしましても、中医協におきましてもこの収支率、今御指摘のごございました公的病院の収支率を参考にして診療報酬の改定問題を考えるべきだと、こういう御指摘も関係委員からございました、こういった問題につきまして現在前向きに検討しているところであります。

で、厚生省は五〇程度の引き下げの方向であると報道された。これは医療費ベースに置きかえますと一・五〇の引き下げになるようであります。問題は、それに応じてこの診療報酬が引き上げられなければならないと思うんですね。そうしなければ病院経営の赤字基調は改善されないだろう、そう考えるんですが、一部に二〇の引き下げという観測が出ましたね。この点はどうなんですか。

○政府委員(幸田正孝君) 本年の十月取引分を対象に薬価調査を実施しましたが、その結果は

一昨日の中医協で報告をいたしましたところであります。その内容は、医療費ベースで一・五％程度、それから薬価ベースでは五％を上回る程度の部分改定の方で考えたいというところであります。

○和田静夫君 病院経営の赤字をこのまま放置しておくわけにはまいりません。大臣、新医療法がスタートするに際して、この点きちんとけじめをつけておく必要があると私は思うんです。そのためには基本方向として、社会保険診療報酬の抜本改定と、それにリンクする形で薬価制度の抜本的な見直しを図る、それが正しい行き方だと考えています。

厚生大臣ね、これ若干時間がかかってもうい
う作業を開始する指示というもの、今も答弁がご

さいましたが、強く大臣の側からされるべきだと、大臣の御認識も今、局長答弁等があったことで理解をしておいてよろしいですか。

○政府委員(幸田正孝君) 薬価基準の問題につきましては、関係方面からも薬価改定方式の再検討ということで各方面から見直しの要望がございまして、中医学におきまして、本年の四月と六月に関係業界、製薬業界等医薬品の卸業界からの意見聴取を行うというような動きがございまして、現在この薬価基準のあり方につきましても少し基本的に見直しをしようじゃないかと、こういう空気に中医協はなっているわけでありまして。

診療報酬問題につきましては、中医協で既に二年前ほどから診療報酬体系の合理化というものをそれぞれ検討項目を挙げまして検討をいただいている最中でございます。私も診療報酬問題につきましては、その中で関係方面の意見の一致を見ましたものにつきまして逐次実施をしていきたい、こういう姿勢であります。

○和田静夫君 大臣。

○国務大臣(増岡博之君) ただいま局長から御説明申し上げましたように、次なる検討課題として検討させていただきたいと思っております。

○和田静夫君 前回、約六項目の修正要求を含んで理事会にお預けをしました。後ほど高杉理事を通じて確認的な質問、答弁が行われると思っております。で、きょうの質問は私はこれで終わります。

○佐藤昭夫君 極めて時間が限られていますが、焦点を絞って質問をいたします。

今回の医療法改正案は、医療費の適正化、すなわち医療費を抑制する、その医療費の適正化を医療の供給面から図ろうと、ここに大きな目的があると考えるわけでありまして。

既に政府は、需要面での適正化、抑制を図ろうというところで、国庫負担を削減するなど医療保険の改定をやってまいりましたけれども、今回、供給面ですらにそれをやろうというところ、この両面で推進しようとするものであります。が、こうしたこと、今回の医療法の改正をとらえて日

本医師会など医療関係団体は、この結果が医療の官僚制強化を引き起こすということで強く反発をして、国会でのいよいよ具体的な審議に当たったの修正協議に手間がかかったのが実情であります。

このような両面の医療費の適正、抑制政策、これは大変な片手落ちであって、国民から見れば絶対に釈然としないものを残している政策だと思っております。

こうした見地から私は以下質問をしたいと思っておりますが、先日の十一月一日の厚生省の調査発表によりまして、国民の健康問題に対する関心が非常に高いと、また高齢化社会に向かいつつあるとき、いわば国民の健康保健担当省ともいえる厚生省が、あの既に厚生省が出した文書、昨年の「今後の医療政策の基本的方向」についてという、厚生省試案の説明ということでありましてけれども、その中でも「地域・職域を通ずる健康増進」が必要だということを言っているわけでありまして、他の省庁にかかわる問題については相互に協議をしながらということに当然のこととして、要は政府として、職域の国民、すなわち働く労働者、こういう働く労働者の健康増進の問題について積極的な政策、積極的な提言、こういうものを厚生省として進めていかなければならないかと、医療費を削減することばかり考えるんじゃないかと、そのことについてまず大臣の見解を聞きたいと思っております。

○国務大臣(増岡博之君) 御指摘のように、積極的に前向きに健康を確保しようということとはまことに重要でございまして、そのためには国民の一人一人が真剣に取り組んでいくことが大切でありますけれども、厚生省といたしまして昭和五十三年から、まずライフサイクルに応じた健康診断等の保健サービスの提供、次に健康増進センター等健康づくりのための基盤整備、さらには健康づくりのための啓発普及等を内容とする国民健康づくり運動を展開しておるところであり、今後とも総合的な健康づくり対策に積極的に取り組んでま

いりたいと考えております。

○佐藤昭夫君 私は特に、厚生省の文書にもある職域で働く国民、すなわち労働者、この健康増進の問題について、厚生省としてどういう積極的施策を考えているかということについて聞いていたわけなんです。

念のために大臣に聞きますけれども、労働者の健康を増進するということが職場の労働条件を改善するということとは無関係じゃありませんね。

○国務大臣(増岡博之君) 全く無関係ではないと思っております。即ち〇〇%それが影響しているかということとは、また別の見方があるのではないかとこのように思っています。

○佐藤昭夫君 大臣も御存じのことと思っておりますけれども、我が国の労働者は、先進国の中でも例がない長時間労働の状態に置かれているわけでありまして、その上、過密労働や交代制の労働、また通勤に多くの時間を要するという状態でありまして、もう一遍聞きますけれども、この長時間労働、労働条件問題、中でも長時間労働問題というのが労働者の健康状態に影響を与えているということについてはお認めになるでしょうか、大臣。

○政府委員(竹中治治君) 今お話し、労働時間を含めました労働条件でございます。私も厚生省といたしまして、労働条件と健康につきましての直接的な研究というものは行っていないわけですが、大臣からお話ございましたように、国民全般的健康の確保という点、これは厚生省の使命でございますが、そういう観点から、もし必要がございましたら労働条件と健康との関係も調査研究をしていきたいと思っておりますが、今の二つの労働条件と健康との関係、大臣御答弁ございましたように、関係があることは確かであるかどうかにについてはいろいろ議論があるところではなからうかと思っております。

○佐藤昭夫君 局長にお尋ねしましょう。長時間労働と労働者の疾病の関係、逆に言えば週休二日制の完全実施や週四十時間労働制、こう

いうものを完全に実施すればどれくらい労働者の健康に、したがってひいては医療費の削減効果があるかと、こういう問題について研究したことあります。か、厚生省として。

○政府委員(竹中治治君) 先ほども申し上げましたように、労働条件あるいは労働環境、それと労働者の健康との関係といった点につきましては、御案内のように、労働者の労働行政におきます重要な課題の一つであらうかと思っております。私どももいたしましては、国民全体の健康確保、そのための総合的な対策の樹立ということが厚生省の使命でございますので、そういう観点から、労働関係の問題につきましても必要がございましたら労働者と連携をとりながら、厚生省としてできる範囲のことを調査研究ないしは方策の検討をしていきたい、そんなふうにと考えておるわけでございます。

○佐藤昭夫君 労働者問題は、他省庁、具体的に言えば労働省の問題だと言われ方をするんですが、そういって、そういうことで責任逃れができるんではないか。これは、もう私数字を挙げるまでもなく明白なように、国民総医療費のうち職場の労働者にかかわるいわゆる健康保険や共済、この分野が占める比重というのは圧倒的に大きいわけでしょう。だからこの部分が、労働者が健康になつて病気がからぬようになる、したがって、医療費が少なくて済むと、こうなれば厚生省としてやいやいと口にしておる医療費効率化のこの問題とも大いに関係ある問題と、だから当然ここに厚生省としての注意を向ける必要がある問題じゃないかというふうに私思ふんです。

長時間労働、したがって、そういう過労が蓄積をされた場合に、一般的に言ってどういふ病気にかかりやすいかということについてどんな認識ですか。

○政府委員(竹中治治君) 疲労の問題でございまして、疲労の本体につきましては、先生も御案内のように、まだ十分に解明されていない状況でございます。普通、疲労いたしましたとしても休養をとり

ますとそれで回復するわけでございますが、その範囲を超えて放置いたしました場合には、一般に疾病に対する抵抗力が弱まるというふうに言われておるわけでございます。

疲労の蓄積と、例えば具体的な疾病との因果関係といった点につきましては、必ずしも医学的に明らかにされていないわけですが、例えば、過去にそういった疾病に対する抵抗力が弱まるというふうなことで結核との関係が議論されたり、あるいは最近では疲労と申ししても主として精神的な問題といたしましてストレスの問題などがあるわけでございますけれども、ストレスが自律神経に影響をすることがあるのはノイローゼの発症に非常に関係があるというふうなことが言われていることは聞いております。

○佐藤昭夫君 非常に抽象的な言われ方をいたしますけれども、例えば「賃金と社会保障」という雑誌があります。これは社会保障というタイトルがついておるがごとく、厚生省としても大いに注意を払っておる雑誌だと思ふんですが、例えばことしの六月上旬号に、新松戸診療所の石田一宏という方が長時間労働と労働者の疾病との関係についていろいろ研究の結果を発表しているわけでありまして、その中ではいわゆる心身症、過労死、過労による死亡、自立神経失調症、神経症、うつ病あるいはアルコール依存症と、こういう病気が多発をしているということで、これは一例として挙げたわけでありまして、その他数々の研究や単行本なんかも出されているということで、もっともこういう点に厚生省として注意を向けたいか、あるいはないかと。あるいは夜勤交代制労働者の場合、健康にどういった影響を与えるかという点で、よく知られている日本労働者安全センター「いのち」の一九八三年の九月号に、労働科学研究所の酒井という人の論文、かなり詳しい臨床結果に基づくまとめが出ているということで、より一層長時間労働、中でも夜勤労働の場合に深刻な影響が労働者の健康にあらわれてくるということでありまして、また、今もちょっと触れられま

したストレスの関係で、労働者の健康、疾病にどういった影響が出るかという点で、労働省が研究委託をした中央労働災害防止協会が、九月三十日にその研究の中間報告をしているわけでありまして、私は、何遍も言うようですけれども、労働者問題というのは労働省の問題だと、こういうことで他省庁任せにするんじゃないかと、医療費の問題を論ずるのであれば、その中で欠かすことのできない労働者の健康増進をどう図るか、これが医療費問題とも極めて密接な関係を持つてくるんだという、こういう見地からしても厚生省として責任を持つた研究やあるいは調査がなされてしかるべきじゃないかと。官僚の人はそのとおりですというふうにはそれは言えぬかも知れぬ、いろいろ役所の縄張りがあるから。しかし私は、大臣、国務大臣の一人として、あるいはまた政治家の一人として、厚生省としてもそういうところに研究の目を向けるべきではないかという、この点についてはどうお考えになりますか。

○政府委員(竹中治治君) 大臣の御答弁の前に、若干事務的な点がございまして、御説明をさせていただきます。労働環境、長時間労働等については私も十分関心を持っておりますが、先ほども申し上げましたようなことで、国民全体の健康問題という観点で私どもはやっておるわけでございます。ただ、お話に出ましたストレスの問題につきましては、これは単に労働者だけでなく、家庭の主婦を含めまして大変大きな国民的な問題だということに認識をいたしております。来年度六十一年度の概算要求におきまして、このストレス問題を課題にいたしまして関係の専門家にあります検討会をひとつ設置して、予防を含めた対応策の検討をお願いしたいと考えておるところでございます。

○佐藤昭夫君 ストレスの問題の研究では少し触れられましたが、しかし、全体として私が提起をしておるような部分について、官庁の縄張り意識なども働いているんじゃないか、依然として

てそういう答弁をされているわけですが、大臣、本当にお尋ねをします。医療費というものを論ずるのであれば、その中でも重要な比重を占める労働者の健康問題、健康増進をどう図るかという見地で、労働者問題は労働省任せと、こういうことではなくて、厚生省としてその問題に積極的な目を向ける、そして必要な場合には相協力をして、労働時間の短縮とか深夜交代労働を規制するとか超過労働を規制するとか、こういう問題について厚生省としても熱意を示してもらいたいということについて、大臣としてはどう思うか、政治家としてどう思うか、もう一遍聞いておきます。

○国務大臣(増岡博之君) 先ほどから局長からお話を申し上げておりますように、国民一般の健康を守る立場で作業をしておるわけでございますけれども、その中でも、先生御指摘のような過労の蓄積によって起こる問題等については、やはり厚生省が勉強していかなくちゃならぬ問題だと思っております。ただ、今、労働省が休日の問題やら短時間の問題、あるいは議論しておられるわけでございますから、私は私なりに、労働大臣に対してそのような問題に対しての適切な処理をお願いを申し上げたいと思っております。

○高杉雄忠君 本法案は、昭和二十三年以来の大改革であり、本委員会における重要法案にもかかわらず、厚生大臣が年金担当大臣として年金の審議に優先をされ、本業の本法案については十分な審議を尽くすことができなかった、このことは極めて残念であり遺憾である、このように思っています。

私は、本法案審議の最終段階に際して、今までの本委員会における質疑を通じてこれを総括する立場から、医療法の第二次改正を早急に行うことを前提として、以下、厚生大臣に確認の質問を行います。まず第一に、厚生大臣に伺います。都道府県に医療計画を策定させるだけではなく、医療従事者の養成を含めた確保の対策、さら

に現実の地域偏在をなくするための国としての医療計画の策定を行うべきである、こういうふうに思っています。大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(増岡博之君) 医療供給のあり方につきましては、地域特性により種々異なる面があると思いますので、医療計画の策定は地域の実情をよく把握している都道府県において行われるのが適当であると考えて、都道府県知事がこれを行うこととしたものでございます。国としては、そのような都道府県医療計画の適正かつ円滑な策定を推進することとし、その策定に当たつての必要最小限の標準を示すとともに、技術的な事項についての助言を行うこととしておるわけでございます。

なお、ナショナルセンターの整備等都道府県の地域を超える広域的な見地から必要とされる医療の確保並びに看護婦等の医療従事者の養成、確保等については、国としても計画的な施策の推進に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

○高杉雄忠君 次に確認をいたしますが、改正案第三十条の第三項に定める医療計画の記載事項として、地域中核病院の整備に関する事項、これを明記すべきではないか、このように考えます。大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(増岡博之君) 各医療圏における必要な各種の医療機能の確保につきましては、特定の病院のみが担うのではなく、医療圏の中の公的病院、私的病院を含むできるだけ多くの医療機関が相協力して推進することが望ましい場合もあると考えておりますが、今後、医療計画の進捗状況も踏まえながら、地域における医療機関の整備のあり方について研究を深めてまいりたいと存じております。

○高杉雄忠君 次に、都道府県の自主性を重んじるため、都道府県医療計画における医療圏の設定及び必要病床数に関する標準、これを厚生省令で定める旨の規定は削除すべきである、このように考えます。大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(増岡博之君) 今回の医療法改正の目的は、医療施設の不均衡な配置を是正し、体系的な医療供給体制の整備を図ることにより、国民がひとしく医療を享受できるようにすることにあります。このため、医療圏の設定や必要病床数の算定の方法等医療計画の基本的な内容が各都道府県ごとに区々にわたらないよう、必要な範囲でその標準を厚生省令で示すことにいたしましたのでございます。

いづれにしても、医療計画の策定に関しては、各都道府県の自主性を十分尊重しながら、中央統制となることのないよう留意をまいりたいと存じております。

○高杉雄忠君 次に確認いたしますが、都道府県は地域医療計画の案を作成するため、「診療又は調剤に関する学識経験者の団体の意見を聴く」、このようにしておりますが、これは都道府県医療審議会の委員の一部について事実上特別扱いとすることになり、同審議会の運営に支障を来すおそれがあると考えます。そこでこの項を削除すべきである、このように考えます。大臣、いかがでしよう。

○国務大臣(増岡博之君) 「診療又は調剤に関する学識経験者の団体」は、地域の医療を実際に担っており、計画策定に不可欠な情報を有しているもので、計画案の策定に当たり、これらの団体の意見を聞くことは重要であると考えております。

これに対し、都道府県医療審議会に諮問する趣旨は、医療制度に関する学識経験者のより広範な視野からの意見聴取を行うということにあるので、御指摘のような特別扱いをしてはいるわけではないことを御理解願いたいと存じます。

なお、都道府県医療審議会の構成、運営に当たっては、このような趣旨が十分生かされ、幅広い意見が反映されるようにしてまいりたいと存じます。

○高杉雄忠君 次に、地域中核病院の拡充等を図るに当たって、公的病床規制が妨げとなる場合が多いと思われるのです。そこでこれを撤廃すべき

である、このように考えます。大臣、いかがでしよう。

○国務大臣(増岡博之君) 公的病床規制は、今般の医療計画導入の趣旨にも沿うものでありまして、これを廃止することは適当ではないと考えておりますが、そのあり方については、今後の運用状況を見て改めて検討することといたしたいと存じます。

○高杉雄忠君 次に、営利を目的として、病院、診療所又は助産所を開設しようとする者に対しては、「都道府県知事は開設の「許可を与えないことができる。」としている現行法を改めて、許可を与えてはならないこととして、また、営利目的に関する判断基準は省令にゆだねることとすべきである、このように考えます。大臣、いかがでしよう。

○国務大臣(増岡博之君) 現行規定におきましても、實際上、営利を目的とする医療機関の開設は認めていないのでございまして、法文修正までは必ずしも必要はないのではないかと考えております。

今後とも、医療が営利を目的として行われることのないよう、その趣旨の徹底に万全を期することとし、その点について、個別的事情に応じきめ細かく指導できるよう、通達による指導を強化していくことといたしたいと思っております。

○高杉雄忠君 次に確認いたしますが、総合病院に設置すべき診療科目として精神科及び神経科を加えるべきである、このように考えます。大臣、いかがでしよう。

○国務大臣(増岡博之君) 総合病院につきましても、次期法改正に向けて、御指摘の点も含め、その基本的なあり方に関する検討を行ってまいりたいと考えております。

○高杉雄忠君 次に確認いたしますが、病院には専属薬剤師を配置として、現行法における都道府県知事の許可を受けた場合の免除規定は、医師が常時三人以上勤務する診療所に関してのみ存続するように改むべきである、このように考えます。

また、病院が置かなければならない人員についても、法第二十一条第一項第一号の例示に薬剤師を追加すべきである、このように考えます。あわせてまいりたいと存じます。大臣、いかがでしよう。

○国務大臣(増岡博之君) 病院等における薬剤師を含む職員配置のあり方については、次期法改正に向けて早急に検討を行ってまいりたいと考えております。

○高杉雄忠君 病院と診療所の区分、役割分担について見直しを行うべきである、このように考えます。いかがでしよう。

○国務大臣(増岡博之君) 現行の医療制度につきましても、御指摘の点を含め、医療需要の増大及び多様化、医療の高度化など時代の変化に対応し、国民に対し適正な医療を安まなく確保する観点から根本的な見直しが必要であると考えております。次期法改正に向け、今後検討を進めてまいりたいと考えております。

○高杉雄忠君 次に確認をいたしますが、中間施設の法的性格を早急に明らかにすべきである、このように考えます。いかがでしよう。

○国務大臣(増岡博之君) 中間施設の法的性格につきましても、現在鋭意検討中でありまして、早急に結論を出したいと考えております。

○高杉雄忠君 最後の確認質問になりますけれども、医療計画の作成に当たっては、住民の意見を聞くために公聴会を開くことができるようにすべきである、このように考えます。この点、最後に確認をいたしまして、私の確認質問を終わります。

以上でございます。

○国務大臣(増岡博之君) 御指摘の趣旨につきましては、医療計画の策定に当たり、都道府県医療審議会において、医療を受ける立場にある者を含め、幅広い見地からの意見を聞くこととするともに、住民の総意を代表するものとして市町村の意見を聞くこととしていくところでありまして、これらの方途により、十分反映されるよう配慮してまいりたいと存じます。

なお、御指摘の公聴会につきましては、各自治体において自主的に判断されるべき問題であらうと考えております。

○委員長(岩崎純三君) 以上をもちまして、本案に対する質疑は終局いたしました。

これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○佐藤昭夫君 私は、日本共産党を代表して、医療法改正案に反対の討論を行います。

本改正案は、臨調答申に基づく医療費抑制策の一環として提出されたものであります。政府は、臨調方針に沿って、高齢化社会に対応するためとか医療費の適正化の名によって、老人保健法や医療保険を、患者負担はふやしながら国の負担は削減する改悪を強行してまいりました。その上、都道府県ごとに必要病床数を規制することによって、医療供給面から医療費抑制を図ろうとするのが本法案の本質であります。

政府の言う医療費適正化対策とは、需要と供給の両面から、国民が安心して必要な医療を受けられる状態に著しい制限を加えるものであります。この政策方向は、到底容認できませんし、私が本法案に反対する最大の理由もここにあります。

私は、医療費のむだをなくすることや不正請求など不法行為には厳しく対処すべきであると考えます。しかし、政府が今、医療費適正化対策として先行すべきことは、公衆衛生の向上や疾病の予防と早期発見のための体制の確立であり、僻地等医療過疎地域の解消のための努力であります。また、勤労国民の多数を占める雇用労働者の健康保持のために、世界的にも有名な長時間労働、過密労働の規制の強化と労働時間の短縮などが急がれるのではないでしようか。

私は、WHO憲章前文が言う、「健康とは、完全な肉体的、精神的及び社会的福祉の状態であり、単に疾病又は病弱の存在しないことではない。」という定義を、どう政治的、政策的につくり上げるかが政府に課せられた任務でありまして、国民に

のみ犠牲を求める現状では、国民は絶対に納得しないということを付言、強調しまして、私の反対討論を終わります。

○委員長(岩崎純三君) 他に御意見もないようです。討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

医療法の一部を改正する法律案を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(岩崎純三君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、大浜方栄君から発言を求められておりますので、これを許します。大浜君。

○大浜方栄君 私、ただいま可決されました医療法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、二院クラブ・革新共闘各派共同提案に係る附帯決議案を提出いたします。案文を朗読いたします。

医療法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

一、国民の健康と福祉の向上を図るため、疾病の予防、治療からリハビリテーションに至るまでの包括的な保健医療体制の確立に努めること。また、医療従事者の重要性にかんがみ、その確保に努めること。

二、病院・診療所の区分、役割分担を含め、所要の法制整備を行う等医療制度の抜本的な見直しを行うこと。

三、病院等における薬剤師を含む職員の配置の在り方について早急に検討を行うこと。また、総合病院について、精神科・神経科の必置の問題を含め、その基本的な在り方を検討すること。

四、医療計画の策定に関しては、都道府県の自

主性を十分尊重し、中央統制に及ぶことのないよう留意すること。

五、医療が営利を目的とせず、適正に行われるようその趣旨の徹底に万全を期することとし、歯科を含め適切な指導監督を行うこと。また、医療法人の育成について積極的な対策を講ずること。

六、医療審議会の構成、運営に当たっては、医療を受ける立場にある者を含め、医療に関する意見を有する者の幅広い意見が十分反映できるように留意すること。

七、公的病院に対する病床規制については、今後の運用状況を勘案し、鋭意検討すること。

八、中間施設について、法的性格等その在り方を早急に明らかにすること。

九、歯科保健の増進強化を図るため、保健所、都道府県等における業務の円滑な推進体制の整備に努めること。

十、医療を提供する体制の一層の充実を図るため、医薬品情報の確保、薬剤師による適正な医薬品の管理・調剤が行われるよう努めること。

右決議する。

○委員長(岩崎純三君) ただいま大浜君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(岩崎純三君) 多数と認めます。よって、大浜君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、増岡厚生大臣から発言を求められておりますので、これを許します。増岡厚生大臣。

○国務大臣(増岡厚生君) ただいま御決議になりました附帯決議につきましては、その御趣旨を十分尊重いたしまして努力をいたす所存でございます。

○委員長(岩崎純三君) なお、審査報告書の作成

につきましましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岩崎純三君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(岩崎純三君) 次に、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業務等の合理化に関する特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○和田静夫君 この下水道の整備に伴って、一般廃棄物処理業務の縮小、廃止という事態が出ています。これまでは各市町村で円満に話し合いが行われていた現状にあるわけでありまして、そういう意味では別に新たな法律をつくる必要はない、そのことを私たちは十分に主張してまいりましたし、政府においてもそういう考え方が多数であったわけでありまして、議員立法という形で衆議院を通過してまいりました。百歩譲って、この法律をつくるといふのであれば、次の点だけは最低確認をしておかなければならないと思います。

まず第一は、この業務の縮小や廃止で一番困るのはそこで働いているところの労働者であります。その当該労働者に十分な配慮が必要であります。交付金が出される際に、十分労働者の権利や利益を配慮すべきだと考えますが、このことが第一。

第二に、さらに当該の企業に労働組合がある場合には、労働組合の意向を十分に尊重される、そのことが必要でありますから強く要望いたしますが、いかがでしょうか。

○説明員(森下忠幸君) 大変こともな御指摘と存じます。日ごろ非常に御苦労の多いし尿処理の仕事を引き受けられまして市町村の清掃行政に貢献してこられましたのは、一般廃棄物処理業務の

経営者と並びまして、日々実際の仕事に従事されている従業員の方でございます。これが下水道の整備等によりまして業務が縮小するとか、あるいは廃止を余儀なくされるという場合には、御指摘のとおり、これらの従業員に對しましても十分な配慮を払っていかねばならないと考えております。

したがって、厚生省といたしましては、市町村がこの法律に基づきまして合理化事業計画をつくりますが、その場合に、資金上の措置を定められたものは従業員に對しても適切な考慮が払われますので、その旨地方公共団体を指導してまいり所存でございます。

なお、この場合、市町村は事業者など関係者の意見を十分聞きながら合理化事業計画を定めるべきでありまして、お尋ねのように、必要に応じて当該事業所内の労働組合の意見を聞くことも望ましいと考えておる次第でございます。

○和田静夫君 今回の法律改定が新たな民間委託を推進するのではないかと危惧が生じていますが、この点はいかがでしょうか。

○説明員(森下忠幸君) 合理化事業計画は、合理化法にも規定されておりますように、あくまで清掃事業の担い手でございます市町村が、地域の状況を踏まえまして、みずからの発意によって定めるものでございますから、厚生省といたしましては、地方自治を尊重しながら適正な法の運用を図ってまいり所存でございます。

なお、お尋ねの民間委託等の点でございますけれども、清掃事業の実施体制は、一般廃棄物の処理責任を有する市町村が生活環境の保全上支障が生じないように、地域の実情に応じまして自主的に定めるものでありまして、今回の法改正が特段民間委託の推進に結びつくものとは考えておりません。

○和田静夫君 関連労働者の再就職などの際に、職業訓練その他の特段の配慮が必要だと考えられますが、何か具体的な方策をお持ちですか。

○説明員(森下忠幸君) 職業訓練に関する一般的な制度といたしましては、職業訓練法に基づきまず公共職業訓練施設による職業訓練等の制度がございます。このほか、廃棄物処理業それ自体の事業を転換しなげなるとか、あるいは、そこで働いておられる従業員の方々の職業訓練が容易に行われるために、特別の措置といたしまして中小企業事業転換対策臨時措置法がございますが、この法律によりまず業種指定を受ける方がございます。

そこで、厚生省といたしましては、今後し尿処理業などをその指定業種とすることにつきまして関係省庁、これは通商産業省あるいは労働省でございますが、これらと十分連絡調整を図ってまいりたいと考えております。また、ただいま申し上げましたような職業訓練制度の活用などにつきまして、市町村や事業者に対して周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

○和田静夫君 下水道の普及状況を見ますと、六十年代末の見込みで三六％という数字です。この普及率は欧米先進国に比べて著しく低いものであります。まず、厚生省としてはこの普及率をどう受けとめていらっしゃるのでしょうか。

○説明員(森下忠幸君) 仰せのとおり、低いと思っております。

○和田静夫君 そこで、建設省、第五次下水道整備五カ年計画の達成率は何％ですか。それから、新たに第六次下水道整備計画が作成されているわけですが、現在の財政事情からしてこの目標、三六％を昭和六十五年で四八％に持つていく、この達成の方向というのは可能だとお考えですか。

○説明員(辻栄一君) 第五次下水道整備五カ年計画の達成率につきましては、事業費で約七四％の見込みでございます。

今後の下水道整備でございますけれども、今、先生お話しのように、第六次の五カ年計画を策定して計画的に整備をしていこうという考えでございます。

います。現在の要求案でございますと、十四兆一千億という投資規模によりまして四八％まで普及率を上げていきたいというふうに考えておりまして、十四兆一千億が確定いたしますれば四八％は可能であるというふうに考えております。

○和田静夫君 第六次計画では小規模な公共下水道に重点を置く、これは歓迎すべきことだと私は思っています。他方で流域下水道を進めるわけですね。建設省は、この流域下水道から小規模公共下水道へ方向転換することではないだろうか。基本的方向として建設省は、大規模化あるいは広域化という形、下水道行政をそういう形で展開をされてきた。ところが、この方向はスケールメリットをもたらずに逆にデメリットをもたらす、そういうケースが数多く指摘をされているわけでありまして。そのおきを受けて、下水道料金が上がって大衆負担あるいは受益者負担がふえる、そういう一群の問題をずっと引き起こしてきたわけでありまして。

建設省は、そういうような問題を起こしている大型化、広域化の基本方向を見直す、ある意味では基本方向を転換する、そういうようなお考えはございますか。

○説明員(辻栄一君) 六次五計では、先生おっしゃいますように、小規模下水道とか地方の下水道に重点を置く、こういうふうに私も申し上げておるわけでございますが、下水道の計画につきましても、それぞれの地域におきまして非常に広域的にまとめた方がよろしいか、あるいは市町村単位でやったらよろしいか、あるいは市町村よりもっと小さい区域に区切って整備をした方がよろしいのか、それぞれの地域でいろんな比較検討をいたしまして、最も適当であるという方式を採用しておるわけでございます。

小規模下水道に主要課題を置くという私どもの意味は、今まで地方のそういう小さいところの下水道整備というのが非常におくれておりますのでこの整備を促進したいということ、それからもう一つは、現在の公共下水道の補助事業の制度から

らいきますと、ある規模以上の計画になりませんと補助事業の対象にならないというようなこともございますので、できれば五カ年計画が改定されるに当たりまして、もっと小さい規模の下水道についても補助事業として実施されるようにしたいということと今いろいろ検討しておるところでございます。

○和田静夫君 雑誌エコノミストのここの九月十七日号ですが、中西進子さんが単独と流域とのコスト比較を行っておるわけですね。非常に興味がある。単独の処理場一人当たり建設費は二十四万二千円だ、流域の方は四十七万一千円だ、流域の方がはるかにコスト高に中西先生のいわゆるレポートではなっているわけですね。この数字というのは建設省は確認できますか。

○説明員(辻栄一君) どういう計算をされたかというのがよくわかりませんので、ちょっと確認ができない状況でございます。

○和田静夫君 流域下水道を建設する際に、コスト比較はおたくもされるわけでしょう。そうすると、その個別個別のデータは出ますか。出していただけますか。今出せなければはどでもいいですがね。出ますか。

○説明員(辻栄一君) それぞれのプロジェクトにつきましてもいろいろ比較検討して方式を決めるわけでございますので、そういう検討資料につきましても、結果につきましても先生の方にお知らせできるかと思っております。

○和田静夫君 じゃ、後でください。

そこで最後ですが、私、中西レポートを読んでみまして、これは単独であっても計画が過大であるというふうになされているんですよ。例えば茨城県鹿嶋市では、昭和四十四年計画策定時の人口が二万一千人なのに、昭和七十年には人口が二十万人になるという予測を立てて、そして下水道事業に着手された。その過大な人口予測によって膨大な無駄が生じた。この下水道計画は区域内十万人という広い枠で組み立てられたために計画変更がきかないんですね。現在の見直しでは、昭和

和六十五年に人口五万五千人なのに管理棟は十万人分で作られてしまっているわけだ。ほかにもこういうケースはいっぱいあるわけですね。

建設省にお尋ねしたいのは、中西さんはこのレポートの中で次のような具体的提案をされてい

第一に、長期の計画と当面の投資計画を分けて、二十年以上の投資は行わない。その際、長期計画と整合性を持たせる。それから第二には、公共下水道区域を限定して、集落下水道、個人下水道で整備する区域をふやす。第三に、工場排水は下水道で受け入れない。

私は、この提案というのは傾聴すべきものであると考えますがね、素人の考えでしょうか。

○説明員(辻栄一君) 先生おっしゃいますように、下水道の計画を立てますときに、二十年後を見通して立てると、こういうことでやっております。したがって、その計画を立てますときの社会情勢の状況によりまして、その後の状況の変化がございまして、その見通しが違ってくるというふうなこともございまして、一部先生のおっしゃるような状況がございまして、建設省といたしましては、社会情勢の変化に応じて逐次計画の見直しをするようにということで公共団体を指導しておるところでございます。また、施設の整備におきましても、できるだけ段階施工をして過大投資にならないようにということを指導しておるところでございます。

そこで、エコノミストに書いてございますいろいろな下水道方式の名前が出てくるわけでございますが、一応集落下水道というのは、恐らく集落単位で下水道を整備するということではなからうかというふうに想定いたしますと、その件に関しましては、先ほども申しましたように、下水道計画を立てますときに、どの範囲のものを一つの区域として下水道整備をしたらよろしいかということとをいろいろ検討いたすわけでございますので、一つの市の中でも幾つかに集落が分散しておれば、分割して計画を立てた方がよい、あるいは

それをくつつけて大きく計画したらよろしいかと、いろいろ検討いたしまして決定するわけでございまして、その結果、一つの集落単位で下水道を整備した方がよろしいということになります。集落単位の下水道というものを現在でもやることにしておりますので、そういう意味では、その地域に適しておればそういうことでいけるのではないかと一ふうに考えます。

それからもう一つの個人下水道でございますが、これもちょっと定義がはっきりしませんので想像で申し上げます、個人という言葉から申しますと、まあ一戸かあるいは数戸ぐらいの単位かなというふうに想定いたしますと、私どもが今考えておりますのは浄化槽に相当するものではないかろうかということでございまして、そうなりますと、下水道が整備できていない地域とか、計画区域になつていないところあるいは下水道整備ができるまでの補完的な施設、こういうふうなことをおきまして、下水道と相まって、全体の排水処理をしていくということと、そういう水質関係の改善には非常に効果があるのではないかと一ふうに考えておるわけでございします。

○和田静夫君 下水道のコストなどの資料をいただいてから、コストや財政、さらには広域、大型化の是非などについては、予算委員会でも時間をかけて少しこれ論議をさせていただきます。

きょうは厚生省、最後に、集落下水道などの小規模下水道について私はもっと重点的に推進すべきだということを前々から地行その他で言ってきたのでありますが、そういう立場を私は持っているんですが、これは厚生大臣はどういうお立場といたしますか、私の考え方について何か御意見ございますか。

○説明員(森下忠幸君) 先ほど建設省の方からお答えございましたように、その地域地域でそういう小規模のものが適当だということにつきましましては、私もそれは適切に管理運営されるように浄化槽法に基づいてやっておるところでございしますし、また、市町村が管理いたしますそういう

小規模の浄化槽につきましては、国庫補助の道も開いておるところでございします。

○委員長(岩崎純三君) 以上をもちまして本案に対する質疑は終局いたしました。

これより討論に入ります。別に御発言もないようですから、討論は終局したものと認めさせていただきます。

これより採決に入ります。

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法の一部を改正する法律案を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(岩崎純三君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岩崎純三君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(岩崎純三君) 次に、請願の審査を行います。

第二十一号国民健康保険財政に関する請願外三百三十七件を議題といたします。

これらの請願につきましては、理事会において協議の結果、第四十一号国民健康保険の財政に関する請願外十四件は採択すべきものにして内閣に送付するを要するものとし、第二十一号国民健康保険財政に関する請願外三百三十二件は保留とすることに意見が一致いたしました。

以上のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岩崎純三君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岩崎純三君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時三十二分散会

〔参照〕

社会労働委員会付託請願中採択一覧表(一五件)

- 第四十一号 国民健康保険の財政に関する請願
- 第七十四号 国民健康保険財政の健全化に関する請願
- 第三〇五号 小規模障害者作業所の助成に関する請願
- 第六〇二号、第六八三号、第六九六号、第七八七号 輸血及び血液製剤のエイズ汚染排除等に関する請願
- 第六七四号、第八〇五号、第八〇六号、第八〇七号、第八二六号、第八二七号、第九四三三、第一〇六三三 保育所制度の充実に関する請願

十二月十一日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、老人保健制度の拠出金増額反対に関する請願(第七六八号)
- 一、被爆者援護法の制定に関する請願(第七六九号)
- 一、民間保育事業振興に関する請願(第七七〇号)(第七七四号)(第七七五号)(第七七八〇号)
- 一、老人保健制度の拠出金増額反対に関する請願(第七八四号)
- 一、被爆者援護法の制定に関する請願(第七八五号)
- 一、民間保育事業振興に関する請願(第七八六号)

一、輸血及び血液製剤のエイズ汚染排除等に関する請願(第七七七号)

一、保育予算の大幅増額に関する請願(第七九二号)

一、福祉制度改悪反対に関する請願(第七九三号)

一、労働者災害補償保険法改正に関する請願(第七九九号)

一、民間保育事業振興に関する請願(第八〇一号)(第八〇二号)

一、保育予算の大幅増額に関する請願(第八〇三三三)

一、福祉制度改悪反対に関する請願(第八〇四号)

一、保育所制度の充実に関する請願(第八〇五号)(第八〇六号)(第八〇七号)

一、老人保健制度の拠出金増額反対に関する請願(第八二二二二)

一、被爆者援護法の制定に関する請願(第八二三三三)

一、保育所制度の充実に関する請願(第八二六号)(第八二七号)

一、保育予算の大幅増額に関する請願(第八四四四)

一、福祉制度改悪反対に関する請願(第八四五号)

一、国民の医療・仕事・暮らしの充実に関する請願(第八四七号)(第八四八号)(第八四九号)

一、(第八五〇号)(第八五一号)(第八五二号)(第八五三三)(第八五四号)(第八五五号)(第八五六号)(第八五七号)(第八五八号)(第八五九号)(第八六〇号)(第八六一号)(第八六二二二)

一、(第八六三三)(第八六四号)(第八六五号)(第八六六号)(第八六七号)(第八六八号)(第八六九号)(第八七〇号)(第八七一号)(第八七二二二)

一、(第八七三三)(第八七四号)(第八七五号)(第八七六号)(第八七七号)(第八七八号)(第八七九号)(第八八〇号)(第八八一号)(第八八二二二)

一、(第八八三三)(第八八四号)(第八八五号)

一、(第八八六号)

号(第八八六号)(第八八七号)(第八八八号)
一、老人医療費の患者自己負担増大反対等に関する請願(第八八九号)(第八九〇号)(第八九一号)(第八九二号)(第八九三号)(第八九四号)(第八九五号)(第八九六号)(第八九七号)(第八九八号)(第八九九号)(第九〇〇号)(第九〇一号)(第九〇二号)(第九〇三号)(第九〇四号)(第九〇五号)(第九〇六号)(第九〇七号)(第九〇八号)(第九〇九号)(第九一〇号)(第九一一号)(第九一二号)(第九一三号)(第九一四号)(第九一五号)(第九一六号)(第九一七号)(第九一八号)(第九一九号)(第九二〇号)
一、看護専門学校寮における電気製品の使用規制と消燈規制の緩和に関する請願(第九二一号)
一、国立佐渡療養所の整備拡充と存続発展に関する請願(第九二二号)
一、民間保育事業振興に関する請願(第九二三号)
一、看護専門学校寮における電気製品の使用規制と消燈規制の緩和に関する請願(第九三一号)
一、老人医療費の患者自己負担増大反対等に関する請願(第九三九号)
一、民間保育事業振興に関する請願(第九四二号)
一、保育所制度の充実に関する請願(第九四三号)
一、国立佐渡療養所の整備拡充と存続発展に関する請願(第九四四号)
一、国立療養所新潟病院の整備拡充と存続に関する請願(第九四五号)
一、国民の医療・仕事・暮らしの充実に関する請願(第九五四号)(第九五五号)(第九五六号)(第九五七号)(第九五八号)(第九五九号)(第九六〇号)(第九六一号)(第九六二号)(第九六三号)(第九六四号)(第九六五号)(第九六六号)(第九六七号)(第九六八号)(第九六九号)

(第九七〇号)(第九七一号)(第九七二号)(第九七三号)(第九七四号)(第九七五号)(第九七六号)(第九七七号)(第九七八号)(第九七九号)(第九八〇号)(第九八一号)(第九八二号)(第九八三号)(第九八四号)(第九八五号)(第九八六号)(第九八七号)(第九八八号)(第九八九号)(第九九〇号)(第九九一号)(第九九二号)(第九九三号)(第九九四号)(第九九五号)
一、福祉制度改悪反対に関する請願(第一〇〇〇号)(第一〇〇一号)
一、老人医療費の患者自己負担増大反対等に関する請願(第一〇〇二号)
一、国立療養所東高知病院の存続・発展と国立高知病院の機能の充実・強化に関する請願(第一〇〇三号)
第七六八号 昭和六十年十一月二十九日受理
老人保健制度の拠出金増額反対に関する請願
請願者 大阪府泉南郡岬町淡輪三、七六四ノ一二 津田嘉郎 外二千百七十五名
紹介議員 片山 基市君
この請願の趣旨は、第二八四号と同じである。
第七六九号 昭和六十年十一月二十九日受理
被爆者援護法の制定に関する請願
請願者 大阪府豊中市本町九ノ一〇ノ一五ノ三〇三 井上清美 外千五百九十九名
紹介議員 片山 基市君
この請願の趣旨は、第四九九号と同じである。
第七七〇号 昭和六十年十一月二十九日受理
民間保育事業振興に関する請願
請願者 大阪府城東区鳴野東三ノ二三ノ一二 二くれない学園内 水野幸子 外

四千七百七十四名
紹介議員 山田 勇君
この請願の趣旨は、第六〇〇号と同じである。
第七七四号 昭和六十年十一月二十九日受理
民間保育事業振興に関する請願
請願者 大阪市此花区春日出中一ノ一五ノ一三 小川居 外四千七百七十四名
紹介議員 中山 太郎君
この請願の趣旨は、第六〇〇号と同じである。
第七七五号 昭和六十年十一月二十九日受理
民間保育事業振興に関する請願
請願者 群馬県桐生市境野町六ノ二三六群馬県私立保育園連盟内 高橋洋子 外六千七百七十八名
紹介議員 福田 宏一君
この請願の趣旨は、第六〇〇号と同じである。
第七七八号 昭和六十年十一月三十日受理
民間保育事業振興に関する請願
請願者 埼玉県熊谷市見晴町四〇五 奥野茂 外三千七百七十八名
紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第六〇〇号と同じである。
第七八四号 昭和六十年十二月二日受理
老人保健制度の拠出金増額反対に関する請願
請願者 京都府宇治市伊勢田町北山一八ノ一九 宇津喜彦 外千七百六十三名
紹介議員 片山 基市君
この請願の趣旨は、第二八四号と同じである。
第七八五号 昭和六十年十二月二日受理
被爆者援護法の制定に関する請願
請願者 大阪府吹田市豊津町一五ノ一七ノ三〇九 矢谷猛 外千四名

紹介議員 片山 基市君
この請願の趣旨は、第四九九号と同じである。
第七八六号 昭和六十年十二月二日受理
民間保育事業振興に関する請願
請願者 京都市右京区太秦八反田町一〇 松本建次 外一万六千四百五十二名
紹介議員 佐藤 昭夫君
この請願の趣旨は、第六〇〇号と同じである。
第七八七号 昭和六十年十二月二日受理
輸血及び血液製剤のエイズ汚染排除等に関する請願
請願者 長野市松代町一、三四八 堀内芳男 外二十四名
紹介議員 佐藤 昭夫君
この請願の趣旨は、第六〇二号と同じである。
第七九二号 昭和六十年十二月二日受理
保育予算の大幅増額に関する請願
請願者 大阪府鶴見区鶴見一ノ二ノ八ノ六一〇 中田勇 外九百九十九名
紹介議員 中野 鉄造君
働く婦人は年々増加し、働くことと子育てを両立させ、充実していくことは婦人と広範な国民の願いとなっている。しかし、婦人が働くために不可欠の保育所は、第二次臨時行政調査会の行政改革がすすむなかで厳しい状況におかれている。政府は、昭和六十年年度予算で、軍事費を増大させる一方で保育所増設費などの国庫負担率を一律一割削減して、地方自治体にこれを肩代わりした。これは保育料の値上げ、保育所の縮小や統廃合などにつながるものである。ついで、憲法・児童福祉法などに基いて、子どもの健全な成長と、婦人の働く権利を守るため、次の事項について実現を図りたい。

子どもの権利と婦人の働く権利を守るため、実態に見合った保育制度の充実と確立をすること。
一、保育所措置費(運営費)の国庫負担の削減をしないこと。
二、保育料(国の徴収基準額)を大幅に引き下げること。

三、産休明けからの零歳児保育、長時間保育、障害児保育の補助を増やすこと。
四、子どもの給食費、教材費などを増やすこと。

五、保育労働者の大幅賃上げ、労働時間短縮など、労働条件を改善すること。
六、へき地、季節保育所、病院内保育施設への補助金を増やすこと。

七、無認可保育所に入っている子どもに補助をすること。
八、学童保育の制度を確立し、現在行われている都市児童健全育成事業は、実態に即して改善拡充すること。

第七九三号 昭和六十年十二月二日受理
福祉制度改悪反対に関する請願
請願者 札幌市豊平区北野五条一ノ六ノ四
工藤政子 外九百九十九名
紹介議員 中野 鉄造君

月額五万円を超える保育料、月額十数万円にもなる障害児施設の徴収金など、社会福祉施設の利用料が引き上げられている。更に、保育所の縮小や廃止、老人ホームには入所基準をもうけて老人を追い出すなど、福祉をめぐる問題が起きている。この数年、第二次臨時行政調査会の行政改革路線によって福祉予算を大幅に削減したが、特に昭和六十年度は、生活保護費や福祉施設の運営費に対する国の負担金を一割削減し、福祉の後退をすすめている。昭和六十一年度予算編成においても、軍事費や大企業のための予算増を引き続き行うために、福祉に対する国の負担金を更に減らし、これまで国の責任で行ってきた福祉制度を破壊し、金で買う福祉にかえようとしている。ついては、

憲法に基づく国民の権利としての社会保障、社会福祉を拡充するため、次の事項について実現を図りたい。
一、国民の暮らしにかかわる国の負担金の削減をしないで、国の責任による福祉施策をすすめること。

二、保育所・福祉施設の廃止・縮小や入所のしめつけをしないで、保育料など利用者の負担を軽減すること。

三、労働基準法の改悪に反対し、行き届いた保育福祉を支える福祉施設などの職員を増やし、賃金や労働条件を改善すること。

四、だれもが安心して暮らせるよう、健康保険十割給付や老人医療無料制度を復活し、憲法に基づく社会保障制度を確立すること。

第七九九号 昭和六十年十二月三日受理
労働者災害補償保険法改正に関する請願
請願者 群馬県前橋市広瀬町二ノ四一ノ一
全国じん肺患者同盟内 武田良雄
紹介議員 上野 雄文君

政府は、労働者災害補償保険法(以下労働保険法という)の改正について労働者災害補償保険審議会に諮問し、その答申をうけて同法を改正しようとしている。その検討案の内容は、(一)労働者災害補償保険の支出の抑制(1)年金や一時金の支給額に上限を設定する。(2)支給額の上限を年齢別に決定する。(3)労働福祉事業の抜本的見直し(3)使用者の不服申立て制度の創設(4)年金給付と他の公的年金との併給調整(5)産業界の活用。等といわれているが、特に(4)については、じん肺被害の特徴から許されない。不治の職業病としておそれられてきたじん肺は、戦後まもなく全国の金属鉱山、炭鉱を中心とするじん肺撲滅を求める労働者の運動によりじん肺法の制定をみた。じん肺は、典型的かつ代表的な職業病で、労働の現場における発生という明らかな因果関係によって生み出されたもので、事業主の発じん防止、健康管理、労働行政等

の対策のずさんさに、その根本的な原因があり、事業主や国はじん肺患者が発生することを予知しながらなんらの有効な対策を講じなかつたからといえる。我が国の経済の発展の根幹を支える産業に従事し、みずからの健康と生命を失う犠牲をしいられてきたじん肺患者の要求は、奪われた健康と生命を返せ。じん肺を根絶せよ。ということである。しかし、じん肺は不可逆進行性の不治の病であり、いまだ有効な治療法がない。産業発展の犠牲をしいられたじん肺患者の経済面における被害を償うのは加害企業と国の最低限の責務である。じん肺患者の多くは、労働保険法による傷病補償年金を受給しているが、これは加害企業と国の最低限の責務の具体化の一環であつて、本来の水準に照らしても低い水準であることが指摘されており、補償額の引上げがあるとしても、減額するようなことがあつてはならない。いま、検討中の労働年金と厚生年金の老齢年金の併給減額調整を内容とする労働保険法の改正は、充実した補償が必要である時代の要請に逆行するものである。減額併給調整は労働保険法、厚生年金保険法の趣旨、また憲法第二十五条の生存権保障の規定、同第十四条等に照らしても許されないことである。労働保険法に基づく労働年金には、労働職業病によつて被害を被つた者に対する生存権の實質的な保障ばかりでなく損害のてん補という面があり、このことは、民事損害賠償との調整を規定した国の考え方でもある。また、労働職業病の被害を被つていない者は、健康を保持しながら老齢年金の全額を受給することができ、労働職業病罹患者に減額調整をしいれば、被害を被らない者との対比で不平等な取扱いとなり、憲法第十四条の法の下の平等の原則にも反する。労働保険法を事業主の保険料負担率のみの理由によつて改正を検討するならば、それはじん肺発生の実態、労働保険法・厚生年金保険法の立法趣旨、憲法第十四条、同第二十五条等の諸規定に照らしても許すことができないものである。ついては、労働者災害補償保険審議会で検討中の前記五項目を撤回された

い。

第八〇一号 昭和六十年十二月三日受理
民間保育事業振興に関する請願
請願者 名古屋市中区大針一ノ二六六極
楽保育園内 加藤重雄 外五千三百三十二名
紹介議員 三治 重信君

この請願の趣旨は、第六〇〇号と同じである。

第八〇二号 昭和六十年十二月三日受理
民間保育事業振興に関する請願
請願者 京都市伏見区深草フケノ内町五ノ八 横田恭一 外一万六千四百五十三名
紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第六〇〇号と同じである。

第八〇三号 昭和六十年十二月三日受理
保育予算の大幅増額に関する請願
請願者 名古屋市熱田区沢上二ノ一〇ノ一
六 澤口和訓 外九百九十九名
紹介議員 高杉 雄忠君

この請願の趣旨は、第七九二号と同じである。

第八〇四号 昭和六十年十二月三日受理
福祉制度改悪反対に関する請願
請願者 札幌市東区東苗穂十条二ノ八二二
及川登美子 外九百九十九名
紹介議員 高杉 雄忠君

この請願の趣旨は、第七九三号と同じである。

第八〇五号 昭和六十年十二月三日受理
保育所制度の充実に関する請願(二通)
請願者 福岡市博多区千代一ノ二二東公
国会館内 加来丁栄 外二万八千七百六十六名
紹介議員 遠藤 政夫君

この請願の趣旨は、第七九三号と同じである。

この請願の趣旨は、第六七四号と同じである。

第八〇六号 昭和六十年十二月三日受理
保育所制度の充実に関する請願(一通)

請願者 長野市若里一、五七〇ノ一長野県
保育園連盟内 白鳥祐祥 外六千
九名

紹介議員 下条進一郎君
この請願の趣旨は、第六七四号と同じである。

第八〇七号 昭和六十年十二月三日受理
保育所制度の充実に関する請願

請願者 東京都千代田区永田町二ノ一二ノ
四 緑川久雄 外一万四千五十七
名

紹介議員 山内 一郎君 熊谷太三郎君
この請願の趣旨は、第六七四号と同じである。

第八二三号 昭和六十年十二月四日受理
老人保健制度の拠出金増額反対に関する請願

請願者 福岡県大野城市乙金七二四 船越
優子 外千二百二十九名

紹介議員 片山 甚市君
この請願の趣旨は、第二八四号と同じである。

第八二三号 昭和六十年十二月四日受理
被爆者援護法の制定に関する請願

請願者 大阪府茨木市舟木町二ノ三五
川原和子 外七百五十七名

紹介議員 片山 甚市君
この請願の趣旨は、第四九九号と同じである。

第八二六号 昭和六十年十二月四日受理
保育所制度の充実に関する請願

請願者 長野市若里一、五七〇ノ一長野県
保育園連盟内 土屋喜久雄 外五
千三百八十二名

紹介議員 夏目 忠雄君

この請願の趣旨は、第六七四号と同じである。

第八二七号 昭和六十年十二月四日受理
保育所制度の充実に関する請願

請願者 東京都千代田区永田町二ノ一二ノ
四 堀龍功 外七千五百
名

紹介議員 星 長治君
この請願の趣旨は、第六七四号と同じである。

第八四四号 昭和六十年十二月五日受理
保育予算の大幅増額に関する請願

請願者 大阪府西淀川区柏里三ノ一二ノ一
九 下司惣次 外九百九十九名

紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第七九二号と同じである。

第八四五号 昭和六十年十二月五日受理
福祉制度改悪反対に関する請願

請願者 岩手県久慈市中の橋 生平欣一
外九百九十九名

紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第七九三号と同じである。

第八四七号 昭和六十年十二月六日受理
国民の医療・仕事・暮らしの充実に関する請願

請願者 岩手県花巻市桜木町二ノ二六 菅
沼はな 外九名

紹介議員 青木 新次君
国民の医療・仕事・暮らしを充実するため、次の
事項について実現を図りたい。

一、失業対策事業の六十五歳繰引きに反対すること。
二、高齢者・障害者に働く場を保障すること。
三、老人医療費の負担増に反対するとともに、無
料制度を復活すること。
三、健康保険本人の十割給付を復活すること。国
民健康保険料の引上げ、補助金の削減をしない
こと。

四、無年金権者をなくす措置をとり、すべての年
金を生活できる水準に引き上げること。
五、生活保護・施設への措置など国民生活関連の
補助金を削減しないこと。
六、国立・公立医療機関の統廃合に反対するこ
と。
七、低医療・低介護・利用者負担の中間施設に反
対すること。

第八四八号 昭和六十年十二月六日受理
国民の医療・仕事・暮らしの充実に関する請願

請願者 北海道室蘭市母恋南町五ノ一六ノ
二 伊藤善助 外九名

紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第八四七号と同じである。

第八四九号 昭和六十年十二月六日受理
国民の医療・仕事・暮らしの充実に関する請願

請願者 東京都練馬区桜台二ノ三二 太田
知量 外九名

紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第八四七号と同じである。

第八五〇号 昭和六十年十二月六日受理
国民の医療・仕事・暮らしの充実に関する請願

請願者 東京都板橋区弥生町三〇ノ一一
佐々木みよの 外九名

紹介議員 穂山 篤君
この請願の趣旨は、第八四七号と同じである。

第八五一号 昭和六十年十二月六日受理
国民の医療・仕事・暮らしの充実に関する請願

請願者 北海道小樽市桜五ノ一一ノ一二
工藤純策 外九名

紹介議員 糸久八重子君
この請願の趣旨は、第八四七号と同じである。

第八五二号 昭和六十年十二月六日受理
国民の医療・仕事・暮らしの充実に関する請願

請願者 新潟市山ノ下臨港町三 小野さと
み 外九名

国民の医療・仕事・暮らしの充実に関する請願
この請願の趣旨は、第八四七号と同じである。

第八五三号 昭和六十年十二月六日受理
国民の医療・仕事・暮らしの充実に関する請願

請願者 宮城県石巻市南境一 日野久雄
外九名

紹介議員 上野 雄文君
この請願の趣旨は、第八四七号と同じである。

第八五四号 昭和六十年十二月六日受理
国民の医療・仕事・暮らしの充実に関する請願

請願者 和歌山県新宮市熊野地二ノ二ノ二
一 堀内良子 外九名

紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第八四七号と同じである。

第八五五号 昭和六十年十二月六日受理
国民の医療・仕事・暮らしの充実に関する請願

請願者 東京都西多摩郡五日市町五日市三
六七 鈴木正七 外九名

紹介議員 大木 正吾君
この請願の趣旨は、第八四七号と同じである。

第八五六号 昭和六十年十二月六日受理
国民の医療・仕事・暮らしの充実に関する請願

請願者 東京都西多摩郡日の出町平井一、
三三三 森田由治 外十名

紹介議員 大森 昭君
この請願の趣旨は、第八四七号と同じである。

第八五七号 昭和六十年十二月六日受理
国民の医療・仕事・暮らしの充実に関する請願

請願者 鹿児島市西伊敷五ノ一〇ノ五 竹
迫フクエ 外九名

紹介議員 梶原 敬義君
この請願の趣旨は、第八四七号と同じである。

第八五八号 昭和六十年十二月六日受理
国民の医療・仕事・暮らしの充実に関する請願
請願者 横浜市中区向井町三ノ七七八ノ五
高橋キタ 外九名

紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第八四七号と同じである。

第八五九号 昭和六十年十二月六日受理
国民の医療・仕事・暮らしの充実に関する請願
請願者 岩手県北上市黒沢尻町五ノ八一
軽石ミトリ 外六名

紹介議員 片山 基市君
この請願の趣旨は、第八四七号と同じである。

第八六〇号 昭和六十年十二月六日受理
国民の医療・仕事・暮らしの充実に関する請願
請願者 横浜市中区神奈川一ノ一四
四 小磯トメ 外九名

紹介議員 久保 亘君
この請願の趣旨は、第八四七号と同じである。

第八六一号 昭和六十年十二月六日受理
国民の医療・仕事・暮らしの充実に関する請願
請願者 東京都文京区本郷四ノ二二ノ二
小林昭三 外九名

紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第八四七号と同じである。

第八六二号 昭和六十年十二月六日受理
国民の医療・仕事・暮らしの充実に関する請願
請願者 東京都練馬区中村南一ノ一三ノ一
二 牧野チイ 外九名

紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第八四七号と同じである。

第八六三号 昭和六十年十二月六日受理
国民の医療・仕事・暮らしの充実に関する請願
請願者 東京都豊島区東池袋二ノ五四ノ七
志田きく子 外九名

紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第八四七号と同じである。

第八六四号 昭和六十年十二月六日受理
国民の医療・仕事・暮らしの充実に関する請願
請願者 東京都中野区松が丘二ノ二七ノ七
友光たま 外九名

紹介議員 佐藤 三吾君
この請願の趣旨は、第八四七号と同じである。

第八六五号 昭和六十年十二月六日受理
国民の医療・仕事・暮らしの充実に関する請願
請願者 東京都豊島区上池袋二ノ一五ノ八
小平カツ 外九名

紹介議員 志吉 裕君
この請願の趣旨は、第八四七号と同じである。

第八六六号 昭和六十年十二月六日受理
国民の医療・仕事・暮らしの充実に関する請願
請願者 東京都渋谷区猿樂町一三ノ一〇
関根はる 外九名

紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第八四七号と同じである。

第八六七号 昭和六十年十二月六日受理
国民の医療・仕事・暮らしの充実に関する請願
請願者 東京都練馬区練馬一ノ六ノ一七
増田まつ 外九名

紹介議員 鈴木 和美君
この請願の趣旨は、第八四七号と同じである。

第八六八号 昭和六十年十二月六日受理
国民の医療・仕事・暮らしの充実に関する請願
請願者 東京都練馬区東大泉三ノ五九ノ下

紹介議員 嶺正 外八名
この請願の趣旨は、第八四七号と同じである。

第八六九号 昭和六十年十二月六日受理
国民の医療・仕事・暮らしの充実に関する請願
請願者 横浜市中区岸谷三ノ二二ノ一〇
吉沢初五郎 外九名

紹介議員 高杉 迪忠君
この請願の趣旨は、第八四七号と同じである。

第八七〇号 昭和六十年十二月六日受理
国民の医療・仕事・暮らしの充実に関する請願
請願者 川崎市川崎区池上四ノ二二 飯岡
かね 外九名

紹介議員 竹田 四郎君
この請願の趣旨は、第八四七号と同じである。

第八七一号 昭和六十年十二月六日受理
国民の医療・仕事・暮らしの充実に関する請願
請願者 川崎市幸区南幸町三ノ二九 渡辺
ねん 外九名

紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第八四七号と同じである。

第八七二号 昭和六十年十二月六日受理
国民の医療・仕事・暮らしの充実に関する請願
請願者 埼玉県富士見市水子四〇六五ノ
一二 岩岡菊子 外九名

紹介議員 寺田 熊雄君
この請願の趣旨は、第八四七号と同じである。

第八七三号 昭和六十年十二月六日受理
国民の医療・仕事・暮らしの充実に関する請願
請願者 横浜市中区島越一〇一 小宮
山イネ 外九名

紹介議員 中村 哲君

この請願の趣旨は、第八四七号と同じである。

第八七四号 昭和六十年十二月六日受理
国民の医療・仕事・暮らしの充実に関する請願
請願者 川崎市高津区溝口八六三 佐保田
竹藏 外七名

紹介議員 野田 哲君
この請願の趣旨は、第八四七号と同じである。

第八七五号 昭和六十年十二月六日受理
国民の医療・仕事・暮らしの充実に関する請願
請願者 横浜市中区神奈川二ノ二ノ九
金子アヤ子 外九名

紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第八四七号と同じである。

第八七六号 昭和六十年十二月六日受理
国民の医療・仕事・暮らしの充実に関する請願
請願者 横浜市中区鶴見中央一ノ二二ノ
二七 八木みはる 外八名

紹介議員 福岡 知之君
この請願の趣旨は、第八四七号と同じである。

第八七七号 昭和六十年十二月六日受理
国民の医療・仕事・暮らしの充実に関する請願
請願者 横浜市中区鶴見区尻手三ノ八ノ一一
岩下教次 外九名

紹介議員 松前 達郎君
この請願の趣旨は、第八四七号と同じである。

第八七八号 昭和六十年十二月六日受理
国民の医療・仕事・暮らしの充実に関する請願
請願者 横浜市中区篠原町一、四六八
利根川三男 外九名

紹介議員 松本 英一君
この請願の趣旨は、第八四七号と同じである。

第八七九号 昭和六十年十二月六日受理

国民の医療・仕事・暮らしの充実に関する請願
請願者 横浜市緑区川和町九六四ノ五 持田ふく代 外九名

紹介議員 丸谷 金保君
この請願の趣旨は、第八四七号と同じである。

第八八〇号 昭和六十年十二月六日受理
国民の医療・仕事・暮らしの充実に関する請願
請願者 横浜市鶴見区馬場六ノ一四ノ一 太田啓治 外九名

紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第八四七号と同じである。

第八八一号 昭和六十年十二月六日受理
国民の医療・仕事・暮らしの充実に関する請願
請願者 横浜市緑区新治町一、二八一金子エツ 外十名

紹介議員 目黒今朝次郎君
この請願の趣旨は、第八四七号と同じである。

第八八二号 昭和六十年十二月六日受理
国民の医療・仕事・暮らしの充実に関する請願
請願者 横浜市緑区上山町六一五 山内せい 外九名

紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第八四七号と同じである。

第八八三号 昭和六十年十二月六日受理
国民の医療・仕事・暮らしの充実に関する請願
請願者 川崎市川崎区大島四ノ六ノ六 村山その江 外九名

紹介議員 八百板 正君
この請願の趣旨は、第八四七号と同じである。

第八八四号 昭和六十年十二月六日受理
国民の医療・仕事・暮らしの充実に関する請願
請願者 横浜市鶴見区向井町二ノ六ノ一一 大場とめ 外九名

紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第八四七号と同じである。

第八八五号 昭和六十年十二月六日受理
国民の医療・仕事・暮らしの充実に関する請願
請願者 横浜市港北区日吉六ノ一三 富名腰ヨネ 外九名

紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第八四七号と同じである。

第八八六号 昭和六十年十二月六日受理
国民の医療・仕事・暮らしの充実に関する請願
請願者 横浜市鶴見区東町二ノ七〇 石川くに 外九名

紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第八四七号と同じである。

第八八七号 昭和六十年十二月六日受理
国民の医療・仕事・暮らしの充実に関する請願
請願者 横浜市鶴見区豊岡町一ノ三九 眞田ついで 外九名

紹介議員 山田 譲君
この請願の趣旨は、第八四七号と同じである。

第八八八号 昭和六十年十二月六日受理
国民の医療・仕事・暮らしの充実に関する請願
請願者 秋田県北秋田郡比内町 中沼千代 外十名

紹介議員 和田 静夫君
この請願の趣旨は、第八四七号と同じである。

第八八九号 昭和六十年十二月六日受理
老人医療費の患者自己負担増大反対等に関する請願
請願者 東京都田無市本町四ノ一〇ノ一ノ七〇九 大泉弁代志 青木 薪次君

一、老人医療の患者負担増をしないで、無料化制

度を復活すること。
二、国民健康保険への国庫負担を増額し、給付内容改善すること。
三、健康保険本人の二割負担をやめ、十割給付を復活すること。

理由

政府は、老人保健法を改悪し、老人の医療費患者負担をこれまでの四百円(通院)から千円へと二・五倍に、また、入院を一日三百円から五百円に引き上げ、しかも二箇月だけという制限をはずし、無制限に徴収しようとしている。これでは、患者負担が増大して老人はますます医者にかかれなくなり、病気の重症化がすすむばかりである。国民健康保険への国の支出を削つたため、国民健康保険料(税)を二十パーセントから三十パーセントも引き上げる地方自治体が続出し、保険料(税)を支払えない状況もでてくる。多くの地方自治体も国庫負担増額を求めており、政府は医療に金をまわすべきである。また、金がないからやむをえないとしているが、貿易摩擦にみるように大企業は輸出でもうけ、大商社はこの四年間法人税は零の特別扱いである。こうした大企業への補助金を減らし、税金をきちんととれば老人医療の改悪や国民健康保険料(税)引上げなど必要ない。

第八九〇号 昭和六十年十二月六日受理
老人医療費の患者自己負担増大反対等に関する請願
請願者 横浜市緑区上山町六一三 山内せい 外十名

紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第八八九号と同じである。

第八九一号 昭和六十年十二月六日受理
老人医療費の患者自己負担増大反対等に関する請願
請願者 横浜市緑区北八朔町六〇 飯沼トモ 外一名

紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第八八九号と同じである。

第八九二号 昭和六十年十二月六日受理
老人医療費の患者自己負担増大反対等に関する請願
請願者 川崎市多摩区中野島二、〇〇八 伊藤義実 外四名

紹介議員 鶴山 篤君
この請願の趣旨は、第八八九号と同じである。

第八九三号 昭和六十年十二月六日受理
老人医療費の患者自己負担増大反対等に関する請願
請願者 横浜市神奈川区白幡西町 井関テル 外四名

紹介議員 糸久八重子君
この請願の趣旨は、第八八九号と同じである。

第八九四号 昭和六十年十二月六日受理
老人医療費の患者自己負担増大反対等に関する請願
請願者 川崎市宮前区有馬三六八 堀都 外四名

紹介議員 稲村 稔夫君
この請願の趣旨は、第八八九号と同じである。

第八九五号 昭和六十年十二月六日受理
老人医療費の患者自己負担増大反対等に関する請願
請願者 川崎市高津区末長二、〇三〇 田辺久子 外四名

紹介議員 上野 雄文君
この請願の趣旨は、第八八九号と同じである。

第八九六号 昭和六十年十二月六日受理
老人医療費の患者自己負担増大反対等に関する請願
請願者 横浜市緑区北八朔町六〇 飯沼トモ 外一名

請願者 川崎市高津区上作延三四〇 大谷

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第八八九号と同じである。

第九〇七号 昭和六十年十二月六日受理

老人医療費の患者自己負担増大反対等に関する請願

請願者 東京都練馬区田柄二ノ三三ノ一〇

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第八八九号と同じである。

第九〇八号 昭和六十年十二月六日受理

老人医療費の患者自己負担増大反対等に関する請願

請願者 東京都保谷市新町一ノ六ノ一〇

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第八八九号と同じである。

第九〇九号 昭和六十年十二月六日受理

老人医療費の患者自己負担増大反対等に関する請願

請願者 東京都大島町野増 木村三子 外

紹介議員 梶原 敬義君

この請願の趣旨は、第八八九号と同じである。

第九〇一〇号 昭和六十年十二月六日受理

老人医療費の患者自己負担増大反対等に関する請願

請願者 東京都大島町波浮港 初瀬竹子

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第八八九号と同じである。

第九〇一一号 昭和六十年十二月六日受理

老人医療費の患者自己負担増大反対等に関する請願

請願者 東京都大田区西糀谷二ノ五ノ五

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第八八九号と同じである。

第九〇一二号 昭和六十年十二月六日受理

老人医療費の患者自己負担増大反対等に関する請願

請願者 東京都大島町差木地 川口典男

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第八八九号と同じである。

第九〇一三号 昭和六十年十二月六日受理

老人医療費の患者自己負担増大反対等に関する請願

請願者 東京都練馬区練馬四ノ一八ノ一六

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第八八九号と同じである。

第九〇一四号 昭和六十年十二月六日受理

老人医療費の患者自己負担増大反対等に関する請願

請願者 東京都東大和市清原四ノ一 遠山

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第八八九号と同じである。

第九〇一五号 昭和六十年十二月六日受理

老人医療費の患者自己負担増大反対等に関する請願

請願者 東京都中野区鷺宮三ノ二〇ノ八

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第八八九号と同じである。

第九〇一六号 昭和六十年十二月六日受理

老人医療費の患者自己負担増大反対等に関する請願

請願者 東京都保谷市新町二ノ六ノ二七

紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第八八九号と同じである。

第九〇一七号 昭和六十年十二月六日受理

老人医療費の患者自己負担増大反対等に関する請願

請願者 東京都府中市晴見町一ノ二九ノ一

紹介議員 志吉 裕君

この請願の趣旨は、第八八九号と同じである。

第九〇一八号 昭和六十年十二月六日受理

老人医療費の患者自己負担増大反対等に関する請願

請願者 川崎市多摩区生田三ノ一〇ノ二六

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第八八九号と同じである。

第九〇一九号 昭和六十年十二月六日受理

老人医療費の患者自己負担増大反対等に関する請願

請願者 川崎市多摩区菅二ノ二〇 太田キ

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第八八九号と同じである。

第九〇二〇号 昭和六十年十二月六日受理

老人医療費の患者自己負担増大反対等に関する請願

請願者 川崎市多摩区登戸三、四九九 山

本必要 外四名

この請願の趣旨は、第八八九号と同じである。

第九〇二一号 昭和六十年十二月六日受理

老人医療費の患者自己負担増大反対等に関する請願

請願者 川崎市多摩区菅二、三六七 伊東

紹介議員 國夫 外二名

この請願の趣旨は、第八八九号と同じである。

第九〇二二号 昭和六十年十二月六日受理

老人医療費の患者自己負担増大反対等に関する請願

請願者 川崎市多摩区菅北浦二ノ二二ノ一

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第八八九号と同じである。

第九〇二三号 昭和六十年十二月六日受理

老人医療費の患者自己負担増大反対等に関する請願

請願者 川崎市多摩区登戸二、四八三 小

紹介議員 出マキ 外四名

この請願の趣旨は、第八八九号と同じである。

第九〇二四号 昭和六十年十二月六日受理

老人医療費の患者自己負担増大反対等に関する請願

請願者 川崎市多摩区登戸二、六五二 平

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第八八九号と同じである。

第九〇二五号 昭和六十年十二月六日受理

老人医療費の患者自己負担増大反対等に関する請願

願

請願者 川崎市麻生区王禪寺一四八 福原

アイ子 外四名

紹介議員 中村 哲君

この請願の趣旨は、第八八九号と同じである。

第九一六号 昭和六十年十二月六日受理

老人医療費の患者自己負担増大反対等に関する請願

請願者 川崎市高津区末長一、五一八 田

辺トヨ 外四名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第八八九号と同じである。

第九一七号 昭和六十年十二月六日受理

老人医療費の患者自己負担増大反対等に関する請願

請願者 神奈川県藤沢市藤沢三、八八八

大沢ウメ

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第八八九号と同じである。

第九一八号 昭和六十年十二月六日受理

老人医療費の患者自己負担増大反対等に関する請願

請願者 愛知県岡崎市堂前町二ノ五ノ四

三輪美奈子 外四名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第八八九号と同じである。

第九一九号 昭和六十年十二月六日受理

老人医療費の患者自己負担増大反対等に関する請願

請願者 島根県益田市幸町六二九 須山貞

夫 外五名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第八八九号と同じである。

第九二〇号 昭和六十年十二月六日受理

老人医療費の患者自己負担増大反対等に関する請願

請願者 愛知県岡崎市矢作町加護畑六一ノ

一 浜崎照子 外四名

紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第八八九号と同じである。

第九二二号 昭和六十年十二月六日受理

看護専門学校寮における電気製品の使用規制と消

燈規制の緩和に関する請願

請願者 千葉市小中台町八二四千葉大学無

名寮 杉山光一 外六十三名

紹介議員 下村 泰君

看護専門学校寮で多くみられる、ドライヤー、電

気スタンドなどの電気製品の使用規制や消燈規制

などは、その多くが学校側の一方的な押し付けで

あり、寮生活の実情にあわない。多くの看護専門

学校寮では消燈規制があり、電気スタンドだけで

勉強するため、視力が低下している。更に規制の

厳しい寮では、電気スタンドの消燈時間までも決

めており、懐中電燈で勉強しなければならぬ。

また暖房時間が短いため、寒さに布団のなかで勉

強するという生活をしている寮も多数、存在す

る。このような規制は、勉強条件の劣悪化だけ

なく健康をおびやかしている。健康で文化的に

充実した生活をしたと願っているが、これは、

憲法が保障している当然の権利である。しかし、

安心して生活すること、学生の身分である学ぶこ

とさえも十分に保障していないことは、厚生施設

としての寮の役割からも重大な問題である。つい

ては、勉強条件と健康を保障するため、看護専門

学校寮の電気製品の使用規制や消燈規制をしない

ように、寮生の生活実態や要求に見合うよう、各

学校へ改善の指導を行うようにされたい。

第九二三号 昭和六十年十二月六日受理

国立佐渡療養所の整備拡充と存続発展に関する請

願

請願者 新潟県佐渡郡相川町佐渡郡町村会

内 田中一郎 外八千五百七十七名

紹介議員 志吉 裕君 稲村 稔夫君

国立佐渡療養所は、昭和二年に開業医若林善平氏

が結核撲滅のため私財を投じて真野療養所を創設

したことがその始まりである。その後、経営形態

は変遷をたどりながら昭和二十二年四月に国に移

管され、その実績は飛躍した。昭和四十年代には

り、本療養所も昭和四十四年頃から社会問題化し

た脳卒中の後遺症で苦しむ者の医療も担い、島民

に貢献してきた。ところが、政府は、行政改革の

一環として、三百床以下の施設の統廃合計画を公

表し、十二月には、より具体的な計画を発表する

とのことである。現在、本療養所は百五十床の施

設であるが、佐渡島内唯一の国立医療機関として

住民がかかる期待は大きい。離島佐渡島民の生命

と健康保持を図るため、国立佐渡療養所の存続発

展と、医療供給体制の拡充強化に期待するもので

ある。ついては、次の事項について実現を図られ

たい。

一、国立佐渡療養所を、国の行政改革に基づく統

合、廃止や地方自治体への移譲計画に入れない

こと。

二、国立佐渡療養所は、離島佐渡における唯一の

結核医療機関であり、更に、島の急速な高齢化

に対応した老人専門医療機関として充実強化す

ること。

三、昭和六十年年度に佐渡島内一市九町村による福

祉法人佐渡福祉社会が事業主体となる特別養護

老人ホーム(八十床)を本療養所の隣接地に建設

し、昭和六十一年度より運営化するので、これ

に対する医療援助をすること。

第九二三号 昭和六十年十二月六日受理

民間保育事業振興に関する請願

田尚 外二千九百九十九名

紹介議員 栗林 卓司君

この請願の趣旨は、第六〇〇号と同じである。

第九三二号 昭和六十年十二月六日受理

看護専門学校寮における電気製品の使用規制と消

燈規制の緩和に関する請願

請願者 東京都八王子市中野町二、六六五

ノ一 田村典裕 外五十七名

紹介議員 中西 珠子君

この請願の趣旨は、第九二二号と同じである。

第九三九号 昭和六十年十二月六日受理

老人医療費の患者自己負担増大反対等に関する請

願

請願者 茨城県鹿島郡鹿島町田谷六六六

出頭春野 外四百五十三名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第八八九号と同じである。

第九四二号 昭和六十年十二月六日受理

民間保育事業振興に関する請願

請願者 奈良県橿原市葛本町八〇ノ一くち

なし保育園内 佐伯昭彦 外千八

百四十六名

紹介議員 服部 安司君

この請願の趣旨は、第六〇〇号と同じである。

第九四三三号 昭和六十年十二月六日受理

保育所制度の充実に関する請願

請願者 島根県松江市殿町八丁目自治会館

島根県保育協議会内 角正俊 外

一万三百八十四名

紹介議員 成相 善十君

この請願の趣旨は、第六七四号と同じである。

第九四四号 昭和六十年十二月六日受理

国立佐渡療養所の整備拡充と存続発展に関する請

願
請願者 新潟県佐渡郡畑野町多田一六七
本間一男 外八千百名
紹介議員 長谷川 信君 吉川 芳男君
この請願の趣旨は、第九二二号と同じである。

第九四五号 昭和六十年十二月六日受理
国立療養所新潟病院の整備拡充と存続に関する請願(一通)

請願者 新潟県柏崎市中央町五ノ五〇柏崎
市長 今井哲夫 外一名
紹介議員 長谷川 信君

柏崎市に所在する国立療養所新潟病院は、小児慢性疾患の地方基幹施設として小児医療の中心的役割を果たしているほか、結核、肺結核その他胸部疾患、神経内科系疾患、重症心身障害児、筋萎縮症などの専門医療を行っており、柏崎市をはじめとする中越地域を中心に、新潟県内全域にわたって地域医療に大きな役割を果たしている。高度医療機関の少ない当地域においては、新潟病院の役割に期待するところが大きく、施設の充実強化を願っている。昭和六十年度中には全国立病院、療養所について再編計画が明らかになるとのことであるが、地域医療の充実強化発展のため、国立療養所新潟病院を存続し、整備充実することが必要である。ついては、次の事項について実現を図りたい。

一、国立療養所新潟病院を国の統合廃止や、地方自治体、民間への移譲計画に入れないようにすること。
二、小児慢性疾患の地方基幹施設として機能を強化すること。あわせて、重症心身障害児医療、筋ジストロフィー症医療、慢性呼吸器疾患医療の設備を充実すること。

第九五四号 昭和六十年十二月七日受理
国民の医療・仕事・暮らしの充実に関する請願
請願者 名古屋市熱田区野立町二 大島芳

美 外十九名
紹介議員 青木 新次君
この請願の趣旨は、第八四七号と同じである。

第九五五号 昭和六十年十二月七日受理
国民の医療・仕事・暮らしの充実に関する請願
請願者 神奈川県横浜須賀町六ノ六五
多田久志 外十五名
紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第八四七号と同じである。

第九五六号 昭和六十年十二月七日受理
国民の医療・仕事・暮らしの充実に関する請願
請願者 横浜市中区石川町五ノ二二〇 原
沢ヒロ 外十九名
紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第八四七号と同じである。

第九五七号 昭和六十年十二月七日受理
国民の医療・仕事・暮らしの充実に関する請願
請願者 横浜市中区本郷町三ノ九〇 井上
三郎 外十九名
紹介議員 穂山 篤君
この請願の趣旨は、第八四七号と同じである。

第九五八号 昭和六十年十二月七日受理
国民の医療・仕事・暮らしの充実に関する請願
請願者 神奈川県鎌倉市堀原一ノ八ノ三
加藤シツエ 外九名
紹介議員 糸久八重子君
この請願の趣旨は、第八四七号と同じである。

第九五九号 昭和六十年十二月七日受理
国民の医療・仕事・暮らしの充実に関する請願
請願者 京都市伏見区深草ヲカヤ町二〇
武内やえこ 外九名
紹介議員 稲村 稔夫君

この請願の趣旨は、第八四七号と同じである。

第九六〇号 昭和六十年十二月七日受理
国民の医療・仕事・暮らしの充実に関する請願
請願者 大分県津久見市堅浦一、二六一
戸田ツル 外九名
紹介議員 上野 雄文君
この請願の趣旨は、第八四七号と同じである。

第九六一号 昭和六十年十二月七日受理
国民の医療・仕事・暮らしの充実に関する請願
請願者 名古屋市南区大道町五ノ二八 太
田世一 外九名
紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第八四七号と同じである。

第九六二号 昭和六十年十二月七日受理
国民の医療・仕事・暮らしの充実に関する請願
請願者 高知県南国市東崎一、三八〇 大
谷巖 外九名
紹介議員 大木 正吾君
この請願の趣旨は、第八四七号と同じである。

第九六三号 昭和六十年十二月七日受理
国民の医療・仕事・暮らしの充実に関する請願
請願者 群馬県桐生市川内町五ノ三、七七
五 高草木龜雄 外九名
紹介議員 大森 昭君
この請願の趣旨は、第八四七号と同じである。

第九六四号 昭和六十年十二月七日受理
国民の医療・仕事・暮らしの充実に関する請願
請願者 千葉市蘇我町一ノ二二六 伊藤も
よ 外九名
紹介議員 梶原 敬義君
この請願の趣旨は、第八四七号と同じである。

第九六五号 昭和六十年十二月七日受理

国民の医療・仕事・暮らしの充実に関する請願
請願者 千葉市高浜一ノ三一〇 阿部さと
外九名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第八四七号と同じである。

第九六六号 昭和六十年十二月七日受理
国民の医療・仕事・暮らしの充実に関する請願
請願者 千葉県東津市高柳三ノ一、八〇
二 白井良枝 外九名
紹介議員 片山 甚市君
この請願の趣旨は、第八四七号と同じである。

第九六七号 昭和六十年十二月七日受理
国民の医療・仕事・暮らしの充実に関する請願
請願者 千葉市野呂町一、七九三ノ二四六
市原春次 外九名
紹介議員 久保 亘君
この請願の趣旨は、第八四七号と同じである。

第九六八号 昭和六十年十二月七日受理
国民の医療・仕事・暮らしの充実に関する請願
請願者 千葉市平山町一、九二六 森富士
夫 外九名
紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第八四七号と同じである。

第九六九号 昭和六十年十二月七日受理
国民の医療・仕事・暮らしの充実に関する請願
請願者 名古屋市瑞穂区北原町一ノ三 柴
田一夫 外九名
紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第八四七号と同じである。

第九七〇号 昭和六十年十二月七日受理
国民の医療・仕事・暮らしの充実に関する請願
請願者 名古屋市南区松城町一ノ二一 杉
本光子 外九名

紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第八四七号と同じである。

第九七一号 昭和六十年十二月七日受理
国民の医療・仕事・暮らしの充実に関する請願
請願者 新潟市松浜六ノ三ノ三 坂井ミサ子 外九名
紹介議員 佐藤 三吾君
この請願の趣旨は、第八四七号と同じである。

第九七二号 昭和六十年十二月七日受理
国民の医療・仕事・暮らしの充実に関する請願
請願者 大分市六坊町十九組 三重野繁子 外九名
紹介議員 志苦 裕君
この請願の趣旨は、第八四七号と同じである。

第九七三号 昭和六十年十二月七日受理
国民の医療・仕事・暮らしの充実に関する請願
請願者 福島県いわき市内郷宮町宮沢六一 大谷繁司 外九名
紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第八四七号と同じである。

第九七四号 昭和六十年十二月七日受理
国民の医療・仕事・暮らしの充実に関する請願
請願者 北海道夕張市日吉一八 今洲よしえ 外九名
紹介議員 鈴木 和美君
この請願の趣旨は、第八四七号と同じである。

第九七五号 昭和六十年十二月七日受理
国民の医療・仕事・暮らしの充実に関する請願
請願者 福島県いわき市平桜町七 鈴木つる子 外九名
紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第八四七号と同じである。

第九七六号 昭和六十年十二月七日受理
国民の医療・仕事・暮らしの充実に関する請願
請願者 秋田市土崎港相染浜一三ノ一二ノ一二 藤井サツ子 外九名
紹介議員 高杉 勉忠君
この請願の趣旨は、第八四七号と同じである。

第九七七号 昭和六十年十二月七日受理
国民の医療・仕事・暮らしの充実に関する請願
請願者 秋田市保戸野原の町二ノ四三 兄 玉裕子 外九名
紹介議員 竹田 四郎君
この請願の趣旨は、第八四七号と同じである。

第九七八号 昭和六十年十二月七日受理
国民の医療・仕事・暮らしの充実に関する請願
請願者 神奈川県横浜須賀市秋谷一ノ九ノ一 高山キク 外九名
紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第八四七号と同じである。

第九七九号 昭和六十年十二月七日受理
国民の医療・仕事・暮らしの充実に関する請願
請願者 神奈川県鎌倉市大船岡本四〇 宗有葉 外九名
紹介議員 寺田 熊雄君
この請願の趣旨は、第八四七号と同じである。

第九八〇号 昭和六十年十二月七日受理
国民の医療・仕事・暮らしの充実に関する請願
請願者 横浜市磯子区杉田四ノ一五ノ五 山林ナツコ 外九名
紹介議員 中村 哲君
この請願の趣旨は、第八四七号と同じである。

第九八二号 昭和六十年十二月七日受理
国民の医療・仕事・暮らしの充実に関する請願
請願者 横浜市南区八幡町三四 野田タケ 外九名
紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第八四七号と同じである。

第九八三号 昭和六十年十二月七日受理
国民の医療・仕事・暮らしの充実に関する請願
請願者 横浜市南区清水ヶ丘二〇 佐藤はる子 外九名
紹介議員 福岡 知之君
この請願の趣旨は、第八四七号と同じである。

第九八四号 昭和六十年十二月七日受理
国民の医療・仕事・暮らしの充実に関する請願
請願者 神奈川県鎌倉市腰越二ノ二五ノ一 〇 新倉しま 外九名
紹介議員 松前 達郎君
この請願の趣旨は、第八四七号と同じである。

第九八五号 昭和六十年十二月七日受理
国民の医療・仕事・暮らしの充実に関する請願
請願者 神奈川県横浜須賀市林三ノ四三ノ四 一八 青木トシ 外九名
紹介議員 松本 英一君
この請願の趣旨は、第八四七号と同じである。

第九八六号 昭和六十年十二月七日受理
国民の医療・仕事・暮らしの充実に関する請願
請願者 川崎市幸区古市場二ノ二二八 佐野サイ 外九名
紹介議員 丸谷 金保君

この請願の趣旨は、第八四七号と同じである。

第九八七号 昭和六十年十二月七日受理
国民の医療・仕事・暮らしの充実に関する請願
請願者 横浜市南区南太田町四ノ四二〇 橋ハツイ 外九名
紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第八四七号と同じである。

第九八八号 昭和六十年十二月七日受理
国民の医療・仕事・暮らしの充実に関する請願
請願者 川崎市麻生区万福寺八二三 鈴木アサ 外九名
紹介議員 目黒今朝次郎君
この請願の趣旨は、第八四七号と同じである。

第九八九号 昭和六十年十二月七日受理
国民の医療・仕事・暮らしの充実に関する請願
請願者 横浜市港南区野庭町六〇〇ノ二ノ一〇二 佐々木菊見 外九名
紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第八四七号と同じである。

第九九〇号 昭和六十年十二月七日受理
国民の医療・仕事・暮らしの充実に関する請願
請願者 栃木県宇都宮市陸町三ノ一 庭田勉夫 外九名
紹介議員 八百板 正君
この請願の趣旨は、第八四七号と同じである。

第九九一号 昭和六十年十二月七日受理
国民の医療・仕事・暮らしの充実に関する請願
請願者 広島県呉市三和町七ノ一九 天満フミコ 外九名
紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第八四七号と同じである。

第九九二号 昭和六十年十二月七日受理

国民の医療・仕事・暮らしの充実に関する請願

請願者 広島市西区観音新町一ノ四 齊藤

紹介議員 アキ子 外九名

この請願の趣旨は、第八四七号と同じである。

第九九三号 昭和六十年十二月七日受理

国民の医療・仕事・暮らしの充実に関する請願

請願者 千葉市白旗一ノ二ノ一ノ四〇六

竹内正好 外九名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第八四七号と同じである。

第九九四号 昭和六十年十二月七日受理

国民の医療・仕事・暮らしの充実に関する請願

請願者 横浜市西区西戸部町二ノ二〇二

中野フジエ 外九名

紹介議員 山田 譲君

この請願の趣旨は、第八四七号と同じである。

第九九五号 昭和六十年十二月七日受理

国民の医療・仕事・暮らしの充実に関する請願

請願者 神奈川県返子市桜山四ノ三ノ二六

宮川チヨ 外九名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第八四七号と同じである。

第九九八号 昭和六十年十二月七日受理

保育予算の大幅増額に関する請願

請願者 神奈川県茅ヶ崎市鶴が台八ノ五ノ

二〇四 高橋一裕 外九百九十九

名

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第七九二号と同じである。

第九九九号 昭和六十年十二月七日受理

保育予算の大幅増額に関する請願

請願者 名古屋市中区明倫町二ノ八国鉄ア

パート八四八 高木良一 外九百九十九名

紹介議員 高杉 迪忠君

この請願の趣旨は、第七九二号と同じである。

第一〇〇〇号 昭和六十年十二月七日受理

福祉制度改悪反対に関する請願

請願者 札幌市白石区南郷通一二丁目北一

ノ一 有田清一 外九百九十九名

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第七九三号と同じである。

第一〇〇一号 昭和六十年十二月七日受理

福祉制度改悪反対に関する請願

請願者 札幌市白石区もみじ台北六ノ三

川野さよ子 外九百九十九名

紹介議員 高杉 迪忠君

この請願の趣旨は、第七九三号と同じである。

第一〇〇二号 昭和六十年十二月七日受理

老人医療費の患者自己負担増大反対等に関する請願

請願者 茨城県猿島郡境町旭町五三五 河

口良一 外五百十九名

紹介議員 高杉 迪忠君

この請願の趣旨は、第八八九号と同じである。

第一〇〇三号 昭和六十年十二月七日受理

国立療養所東高知病院の存続・発展と国立高知病院の機能の充実・強化に関する請願

請願者 高知市朝倉戊二九八 片岡益一

外六百五十名

紹介議員 林 道君

高知県内の国立療養所東高知病院・国立高知病院は約四十年営利を目的としないで、県民医療の充実や公衆衛生の向上に大きな役割を果たしてきた。国立高知病院は総合病院として、一般診療、人工透析、へき地医療等を受け持ち、国立療養所

東高知病院は結核、脳卒中、機能回復訓練設備（リハビリ）を設け、更に、重症心身障害児（者）の療育と養護学校を併設して障害児教育を行い、全国でも先駆的成果と役割を果たしてきた。ところが、厚生省は行革大綱に基づき国立医療機関の再編成・合理化を計画し、高知両病院の統合（東高知病院を廃止し、高知病院を総合診療施設として整備する。）を行う昭和六十一年度予算の概算要求を提出した。県内八十五・二パーセントにあたる四十六地方自治体の議会が両病院の存続と整備・充実を求める決議をするなど、国立医療を守る世論は広がっている。県民の医療需要が増大しているなかで、両病院の再編成・合理化をするならば、高知県内には重症心身障害児（者）や結核、リハビリ等の長期慢性疾患の治療を行う国立専門医療施設が皆無となり、他県に例のない医療の後進県となる。県民の生命と健康を守るため、国立療養所東高知病院の存続・充実と国立高知病院の総合的医療機能の充実強化は全県民の心からの要望である。ついでに、両病院の存続発展のため、次の事項について実現を図りたい。

一、国立療養所東高知病院の廃止計画を取りやめ、結核、脳血管障害（リハビリ）等長期慢性疾患と重症心身障害児（者）の療育を行う専門医療施設として存続、整備すること。

二、国立高知病院は、総合診療施設として腎不全、第三次救急医療、母子医療等の機能を充実強化すること。

十二月十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、民間保育事業振興に関する請願（第一〇一六号）

一、下垂性小人症の治療に関する請願（第一〇一八号）

一、老人保健制度の拠出金増額反対に関する請願（第一〇三二二号）

一、被爆者援護法の制定に関する請願（第一〇三三三号）

この請願の趣旨は、第六〇〇号と同じである。

一、失業対策事業の六十五歳繰引き・四万人首切り反対等に関する請願（第一〇三四号）

一、老人医療費の患者自己負担増大反対等に関する請願（第一〇三九号）

一、民間保育事業振興に関する請願（第一〇四九号）

一、保育予算の大幅増額に関する請願（第一〇五六号）

一、民間保育事業振興に関する請願（第一〇六〇号）

一、保育所制度の充実に関する請願（第一〇六三三号）

一、民間保育事業振興に関する請願（第一〇六八号）

一、老人福祉に関する請願（第一〇六九号）

一、老人医療への定率負担導入反対等に関する請願（第一〇七三三号）

一、福祉制度改悪反対に関する請願（第一〇七四号）

一、福祉制度改悪反対に関する請願（第一〇七五号）

一、福祉制度改悪反対に関する請願（第一〇七六号）

一、福祉制度改悪反対に関する請願（第一〇七七号）

一、福祉制度改悪反対に関する請願（第一〇七八号）

一、福祉制度改悪反対に関する請願（第一〇七九号）

一、福祉制度改悪反対に関する請願（第一〇八〇号）

一、福祉制度改悪反対に関する請願（第一〇八一号）

一、福祉制度改悪反対に関する請願（第一〇八二号）

一、福祉制度改悪反対に関する請願（第一〇八三三号）

一、福祉制度改悪反対に関する請願（第一〇八四号）

一、福祉制度改悪反対に関する請願（第一〇八五号）

一、福祉制度改悪反対に関する請願（第一〇八六号）

一、福祉制度改悪反対に関する請願（第一〇八七号）

一、福祉制度改悪反対に関する請願（第一〇八八号）

一、福祉制度改悪反対に関する請願（第一〇八九号）

一、福祉制度改悪反対に関する請願（第一〇九〇号）

一、福祉制度改悪反対に関する請願（第一〇九一五号）

一、福祉制度改悪反対に関する請願（第一〇九二五号）

一、福祉制度改悪反対に関する請願（第一〇九三三号）

一、福祉制度改悪反対に関する請願（第一〇九四号）

一、福祉制度改悪反対に関する請願（第一〇九五号）

一、福祉制度改悪反対に関する請願（第一〇九六号）

一、福祉制度改悪反対に関する請願（第一〇九七号）

一、福祉制度改悪反対に関する請願（第一〇九八号）

一、福祉制度改悪反対に関する請願（第一〇九九号）

一、福祉制度改悪反対に関する請願（第一一〇〇号）

一、福祉制度改悪反対に関する請願（第一一一〇号）

一、福祉制度改悪反対に関する請願（第一一二二二号）

一、福祉制度改悪反対に関する請願（第一一三三三号）

一、福祉制度改悪反対に関する請願（第一一四四号）

一、福祉制度改悪反対に関する請願（第一一五五号）

一、福祉制度改悪反対に関する請願（第一一六六号）

第一〇一八号 昭和六十年十二月九日受理
下垂体性小人症の治療に関する請願(二通)

請願者 神奈川県横須賀市深田台九 高橋
美沙子 外二千五百九十五名
紹介議員 片山 甚市君

脳下垂体からの成長ホルモンの分泌が、なんらかの理由で十分でないため、身長が伸びない等の障害をもつ下垂体性小人症の患者は、全国で約二千名から三千名と推定される。背が低いということだけで、患者は進学や就職で差別を受け、周囲からは好奇の目でみられるなど、つらい一生を送らなければならぬ。従来、下垂体性小人症の治療は外国からの輸入を中心とした成長ホルモンが必要であった。ヒト成長ホルモンは人間の死後、遺体から抽出するものであり、多くの篤志家の好意に支えられて献体活動にも取り組んできたが、全体の量は十分でなく、治療をうけられない患者、あるいはヒト成長ホルモンを投与されていても大勢の患者に投与するため個人当たりの必要量は十分でない患者もいる。近年、遺伝子工学による合成ホルモンの研究がすすみ、実用化の段階にはいつているが、ヒト成長ホルモンの完全な投与をうけられない多くの患者は、新しい合成ホルモンの使用を待っている。ついでには、合成ホルモンによる下垂体性小人症の新薬の使用を早急に承認されたい。

第一〇三三号 昭和六十年十二月九日受理
老人保健制度の拠出金増額反対に関する請願

請願者 神奈川県海老名市中河内一、八二
七ノ四 関口武久 外千四十八名
紹介議員 片山 甚市君

第一〇三三三号 昭和六十年十二月九日受理
被爆者援護法の制定に関する請願(二通)

請願者 大阪府箕面市桜ヶ丘三ノ一一一
六 古川寿美江 外六百二十七名

紹介議員 片山 甚市君
この請願の趣旨は、第四九号と同じである。

第一〇三四号 昭和六十年十二月九日受理
失業対策事業の六十五歳繰引き・四万人首切り反対等に関する請願

請願者 東京都文京区根津二ノ一四ノ一四
笑松フミエ 外八名
紹介議員 山田 謙君

この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

第一〇三九号 昭和六十年十二月九日受理
老人医療費の患者自己負担増大反対等に関する請願

請願者 札幌市北区新築七条九ノ六ノ二
一 小池昭 外四千五百名
紹介議員 高桑 栄松君

この請願の趣旨は、第八八九号と同じである。

第一〇四九号 昭和六十年十二月九日受理
民間保育事業振興に関する請願

請願者 群馬県桐生市境野町六ノ二三六群
馬県私立保育園連盟内 藤掛栄一
外六十七名
紹介議員 山田 謙君

この請願の趣旨は、第六〇〇号と同じである。

第一〇五六号 昭和六十年十二月九日受理
保育予算の大幅増額に関する請願

請願者 東京都町田市東玉川学園一ノ七ノ
一二 田代久人 外九百九十九名
紹介議員 高杉 勉忠君

この請願の趣旨は、第七九二号と同じである。

第一〇六〇号 昭和六十年十二月九日受理
民間保育事業振興に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市御幸町三 直井義
親 外六千五百十四名

紹介議員 岩崎 純三君
この請願の趣旨は、第六〇〇号と同じである。

第一〇六一号 昭和六十年十二月九日受理
民間保育事業振興に関する請願

請願者 東京都江東区東砂六ノ二ノ一六
植西光雄 外四千六百七十五名
紹介議員 原 文兵衛君

この請願の趣旨は、第六〇〇号と同じである。

第一〇六二号 昭和六十年十二月九日受理
民間保育事業振興に関する請願

請願者 東京都世田谷区粕谷三ノ一ノ二八
坂本八重子 外四千六百七十二
名
紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第六〇〇号と同じである。

第一〇六三三号 昭和六十年十二月九日受理
保育所制度の充実に関する請願

請願者 東京都千代田区永田町二ノ一二ノ
四 鈴木萬史 外三千四百五十五名
紹介議員 田中 正巳君

この請願の趣旨は、第六七四号と同じである。

第一〇六八号 昭和六十年十二月九日受理
民間保育事業振興に関する請願

請願者 群馬県桐生市境野町六ノ二三六群
馬県私立保育園連盟内 神戸勇
外六百九十一名
紹介議員 山本 富雄君

この請願の趣旨は、第六〇〇号と同じである。

第一〇六九号 昭和六十年十二月九日受理
老人福祉に関する請願(二通)

請願者 東京都中央区銀座四ノ一三ノ一八
医療ビル東京老人福祉会内 上田
金蔵 外千九百九十九名

紹介議員 安井 謙君
老人福祉年金の増額、老人保健法は改悪しない、老人クラブ助成金増額、高齢者就労の徹底、寝たきり老人対策の充実、ホームヘルパーの増員、老人福祉関係の諸制度の緩和又は撤廃について改善を図られたい。

理由

六十歳以上の高齢者は我が国人口の割にも達し、その大半は経済的に恵まれていない。現在の高齢者は、国のため数々の戦禍に遭遇して、老後の安定準備を逸した者が多く最大の犠牲者といつても過言ではない。また、敗戦後、家族制度の崩壊により、ほとんどの老人が精神的、経済的に取り残され、特に低成長時代のなかでその影響は高齢者に容赦なくしわ寄せされて、老後不安と生活苦に一層拍車をかけている。高齢のため、心ならずも国の福祉施策に頼らざるをえないが、近年盛り上つた老人福祉対策も後退の兆しさえ見受けられる憂慮すべき現状である。我が国の高齢者社会は高齢人口の増加により世界一の老人大国となり、国政のうえにも大きな社会問題となつており、次の恒久的老人福祉対策を講ずるよう望むものである。(一)老齢福祉年金については、近年の経済不況を理由に引上げ困難等とのことであるが、物価値上がりにより比例した適正なスライド制を加味して勘案し、月額三万円の実現を期待するものである。(二)医療費無料化は老人福祉にとつての善政であり、容易に病院に行けなかつた大多数の老人が、医療費無料化制度の実現によつて、経済的にも精神的にも助けられてきた。しかるに、老人保健法制定により老人医療を圧迫する傾向があることは実態を無視したものである。医療費無料化のなかで、金がないと入院できない現実には照らし、入院費中の差額ベット料、介護料、看護人、付添人等費用の無料化又は軽減と老夫婦所得制限を緩和するよう望むものである。よつて、老人保健法の改悪に反対するものである。(三)老人福祉法の一環として老人クラブが設立されているが、そ

の助成金が低額のためその運営に支障をきたしているの助成金の増額を望むものである。高齢者就労については、積極的就労あつ旋を望むものである。なお、寝たきり老人に対するホームヘルパー派遣週一回を三日以上に増し介護の徹底化及びびけ老人対策等の実現を望むものである。

第一〇七七号 昭和六十年十二月九日受理
福祉制度改悪反対に関する請願
請願者 宮崎県延岡市共栄町県営住宅 矢野哲生 外七千八百九十一名
紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第七九三号と同じである。

福祉制度改悪反対に関する請願
請願者 宮崎県東臼杵郡門川町中尾 山下マヌエ 外七千八百九十一名
紹介議員 内藤 功君
この請願の趣旨は、第七九三号と同じである。

福祉制度改悪反対に関する請願
請願者 宮崎県延岡市東浜砂町一、〇七一 田中正徳 外七千八百九十一名
紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第七九三号と同じである。

第一〇七三号 昭和六十年十二月九日受理
老人医療への定率負担導入反対等に関する請願
請願者 福岡市博多区堅粕一ノ一ノ一八
〇七 上田好春 外千六百三十五名
紹介議員 佐藤 昭夫君
この請願の趣旨は、第三九号と同じである。

第一〇七八号 昭和六十年十二月九日受理
福祉制度改悪反対に関する請願
請願者 宮崎県延岡市緑ヶ丘四ノ一三ノ四 山崎有限 外七千八百九十一名
紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第七九三号と同じである。

第一〇八三号 昭和六十年十二月九日受理
福祉制度改悪反対に関する請願
請願者 宮崎県延岡市大貫町五ノ二、三八 〇ノ三 原田キミエ 外七千八百九十一名
紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第七九三号と同じである。

第一〇八八号 昭和六十年十二月九日受理
国民の医療・仕事・暮らしの充実に関する請願
請願者 横浜市港南区日野町二、三〇〇 稲泉ナツ 外四百八十九名
紹介議員 安武 洋子君
この請願の趣旨は、第八四七号と同じである。

第一〇七四号 昭和六十年十二月九日受理
福祉制度改悪反対に関する請願
請願者 宮崎県延岡市桜園町桜園アパート 三四四 前田祥子 外八万四千四百六十八名
紹介議員 市川 正一君
この請願の趣旨は、第七九三号と同じである。

第一〇七九号 昭和六十年十二月九日受理
福祉制度改悪反対に関する請願
請願者 宮崎県日向市美々津町一、一四八 荻原徳子 外七千八百九十一名
紹介議員 佐藤 昭夫君
この請願の趣旨は、第七九三号と同じである。

第一〇八四号 昭和六十年十二月九日受理
福祉制度改悪反対に関する請願
請願者 宮崎県延岡市三ツ瀬町二ノ四ノ六 甲斐フジエ 外七千八百九十一名
紹介議員 宮本 順治君
この請願の趣旨は、第七九三号と同じである。

第一〇九二号 昭和六十年十二月九日受理
障害者の働く権利の保障に関する請願
請願者 奈良県大和郡山新町七四七ノ九 西岡義男 外八百十名
紹介議員 市川 正一君
身体障害者雇用促進法は、昭和六十一年に見直しをすることになっているが、この見直しにあたっては、障害者が人間として生きていく上で、切実に求めている働く権利の保障を制度的に確立することが重要である。我が国の障害者雇用対策は、法律のうえで障害者を雇用しなければならぬという義務づけられて十年になろうとしている。しかし、大企業は、いまだに法定雇用率を下回り、働きたくても働く場のないまま養護学校を卒業する者が少なくないなど、障害者雇用は全体として立ち遅れている。また、障害者を最低賃金法から除外し、障害を理由とする公務員の免職・休職など、障害者に対する法律・制度の差別的取扱いが続いている。更に、適職開発や働く条件の整備が立ち遅れ、障害者むきの施策がとられていないため、職業選択の自由など、障害者の働く権利は大きな制約をうけている。このようななかで、重度障害者の仕事の確保は、もつとも立ち遅れてきた。昭和六十一年は、国際障害者年への折り返しの中間年であり、国際連合で決議された全面参加と

第一〇七五号 昭和六十年十二月九日受理
福祉制度改悪反対に関する請願
請願者 宮崎県延岡市緑ヶ丘南アパート五 三一 江口美代子 外七千八百九十一名
紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第七九三号と同じである。

第一〇八一号 昭和六十年十二月九日受理
福祉制度改悪反対に関する請願
請願者 宮崎県延岡市伊形田五、四一九 重黒木シツ子 外七千八百九十一名
紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第七九三号と同じである。

第一〇八六号 昭和六十年十二月九日受理
福祉制度改悪反対に関する請願
請願者 宮崎県延岡市妙見町三、八七八 甲斐和子 外七千八百九十一名
紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第七九三号と同じである。

第一〇八七号 昭和六十年十二月九日受理
福祉制度改悪反対に関する請願
請願者 宮崎県延岡市柳津町三、三八五ノ二 則松久雄 外七千八百九十一名
紹介議員 安武 洋子君
この請願の趣旨は、第七九三号と同じである。

第一〇七六号 昭和六十年十二月九日受理
福祉制度改悪反対に関する請願
請願者 宮崎県延岡市緑ヶ丘四ノ五ノ一 神田橋孝 外七千八百九十一名
紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第七九三号と同じである。

第一〇八二号 昭和六十年十二月九日受理
福祉制度改悪反対に関する請願
請願者 宮崎県延岡市伊形田五、四一九 重黒木シツ子 外七千八百九十一名
紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第七九三号と同じである。

第一〇八七号 昭和六十年十二月九日受理
福祉制度改悪反対に関する請願
請願者 宮崎県延岡市柳津町三、三八五ノ二 則松久雄 外七千八百九十一名
紹介議員 安武 洋子君
この請願の趣旨は、第七九三号と同じである。

第一〇八七号 昭和六十年十二月九日受理
福祉制度改悪反対に関する請願
請願者 宮崎県延岡市柳津町三、三八五ノ二 則松久雄 外七千八百九十一名
紹介議員 安武 洋子君
この請願の趣旨は、第七九三号と同じである。

平等の実現を見直し、残された課題の解決を目指す年である。ついで、障害者は、その人間としての尊厳が尊重される生まれながらの権利を有しているという障害者の権利宣言を具体化する国際障害者年行動計画を働くうえでも実効あるものとするため、身体障害者雇用促進法をはじめ、関係する法律・制度を改められたい。

一、昭和六十一年に改正を予定している身体障害者雇用促進法を、精神薄弱者はもとより、働くことを希望するすべての障害者を対象とし、障害者の働く権利を保障する障害者雇用法に抜本改正すること。

二、次の事項を緊急に解決すること。

1 重度障害者のために保護雇用制度を創設すること。

2 障害者の小規模作業所に対し、運営費、施設・設備費など、必要な経費の助成制度を確立すること。

3 障害者の自営業に対する優先開業権、開業・営業資金の援助拡大、事業税の減免措置の拡大など援助をつよめること。

三、障害者対策に関する長期計画の実施状況を明らかにし、障害者と障害者団体及び中央・心身障害者対策協議会と身体障害者雇用審議会の意見を聞き、障害者の働く権利を保障する総合的な施策を明らかにするとともに、行動計画に盛り込み推進すること。

第一〇九三三 昭和六十一年十二月九日受理
障害者の働く権利の保障に関する請願

請願者 奈良市神殿町一八ノ一六 板倉久子 外八百二名

紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第一〇九二二号と同じである。

第一〇九四四 昭和六十一年十二月九日受理
障害者の働く権利の保障に関する請願

請願者 奈良県大和郡山市九条町二三七ノ

二ノ二〇六 中村和次 外八百二名

紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第一〇九二二号と同じである。

第一〇九五五 昭和六十一年十二月九日受理
障害者の働く権利の保障に関する請願

請願者 奈良市山陵町二三六ノ一 サンブラザ一 九 富野正一 外八百二名

紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第一〇九二二号と同じである。

第一〇九六六 昭和六十一年十二月九日受理
障害者の働く権利の保障に関する請願

請願者 奈良県生駒市有里町一七八ノ一七 中野健治 外八百二名

紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第一〇九二二号と同じである。

第一〇九七七 昭和六十一年十二月九日受理
障害者の働く権利の保障に関する請願

請願者 大阪府浪速区難波中一ノ一六 杉山泰昌 外八百二名

紹介議員 佐藤 昭夫君
この請願の趣旨は、第一〇九二二号と同じである。

第一〇九八八 昭和六十一年十二月九日受理
障害者の働く権利の保障に関する請願

請願者 奈良市日笠町五七八ノ二 西山昇 外八百二名

紹介議員 下田 京子君
この請願の趣旨は、第一〇九二二号と同じである。

第一〇九九九 昭和六十一年十二月九日受理
障害者の働く権利の保障に関する請願

請願者 奈良市七条西町二ノ二二〇ノ六〇 山田敏明 外八百二名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第一〇九二二号と同じである。

第一一〇〇〇 昭和六十一年十二月九日受理
障害者の働く権利の保障に関する請願

請願者 奈良県生駒郡斑鳩町龍田南五ノ四 井戸西豊 外八百二名

紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第一〇九二二号と同じである。

第一一〇一〇 昭和六十一年十二月九日受理
障害者の働く権利の保障に関する請願

請願者 奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺七七 角井敏文 外八百二名

紹介議員 宮本 顯治君
この請願の趣旨は、第一〇九二二号と同じである。

第一一〇二〇 昭和六十一年十二月九日受理
障害者の働く権利の保障に関する請願

請願者 奈良県生駒郡平群町椿井七二〇 吉村俊弘 外八百二名

紹介議員 安武 洋子君
この請願の趣旨は、第一〇九二二号と同じである。

第一一〇三〇 昭和六十一年十二月九日受理
障害者の働く権利の保障に関する請願

請願者 奈良県大和郡山市泉原町三六ノ四 阪野幸子 外八百二名

紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第一〇九二二号と同じである。

第一一〇四〇 昭和六十一年十二月九日受理
障害者の働く権利の保障に関する請願

請願者 奈良市西登美ヶ丘六ノ八ノ七 池田豊 外八百二名

紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第一〇九二二号と同じである。

昭和六十一年一月六日印刷

昭和六十一年一月七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C